

文教委員会会議記録

文教委員会副委員長 岩城 元

1 日時

令和4年10月13日(木)

午前10時1分開会、午後3時44分散会

(休憩：午後0時4分～午後1時0分、午後3時13分～午後3時13分、午後3時14分～午後3時27分)

2 場所

第3委員会室

3 出席委員

千葉絢子委員長、岩城元副委員長、小西和子委員、岩淵誠委員、
千葉伝委員、佐々木宣和委員、小野共委員、斉藤信委員、小林正信委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

刈屋担当書記、畠山担当書記、佐藤併任書記、赤前併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 文化スポーツ部

熊谷文化スポーツ部長、中里副部長兼文化スポーツ企画室長、
佐藤文化スポーツ企画室企画課長、
阿部文化振興課総括課長、佐藤文化振興課世界遺産課長、
畠山スポーツ振興課総括課長、
松崎スポーツ振興課冬季国体・マスターズ推進課長

(2) 教育委員会

佐藤教育長、佐藤教育局長、高橋教育次長兼学校教育室長、
西野教育企画室長兼教育企画推進監、
古川教育企画室予算財務課長、佐々木教育企画室学校施設課長、
度會学校教育室学校教育企画監、
三浦学校教育室首席指導主事兼義務教育課長、
中村学校教育室首席指導主事兼高校教育課長、
安齊学校教育室特命参事兼高校改革課長、
菊池学校教育室首席指導主事兼産業・復興教育課長、
近藤学校教育室首席指導主事兼特別支援教育課長、

千田学校教育室首席指導主事兼生徒指導課長、
熊谷教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長、
木村教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長、
菊池保健体育課首席指導主事兼総括課長、
久慈生涯学習文化財課首席社会教育主事兼総括課長、
岩渕生涯学習文化財課首席社会教育主事兼文化財課長

(3) ふるさと振興部

鈴木副部長兼ふるさと振興企画室長、米内学事振興課総括課長

7 一般傍聴者

4人

8 会議に付した事件

(1) 文化スポーツ部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和4年度岩手県一般会計補正予算(第4号)

第1条第2項第1表中

歳出 第2款 総務費

第8項 文化スポーツ費

(2) 教育委員会関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和4年度岩手県一般会計補正予算(第4号)

第1条第2項第1表中

歳出 第10款 教育費

第1項 教育総務費中 教育委員会関係

第4項 高等学校費

第5項 特別支援学校費

第6項 社会教育費

第7項 保健体育費

第11款 災害復旧費

第5項 教育施設災害復旧費

イ 議案第34号 財産の取得に関し議決を求めることについて

(3) ふるさと振興部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和4年度岩手県一般会計補正予算(第4号)

第1条第2項第1表中

歳出 第10款 教育費

第1項 教育総務費中 ふるさと振興部関係

第8項 大学費

第9項 私立学校費

9 議事の内容

○千葉絢子委員長 ただいまから文教委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元にお配りしております日程により会議を行います。

初めに、文化スポーツ部関係の議案の審査を行います。議案第1号令和4年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第2款総務費第8項文化スポーツ費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○中里副部長兼文化スポーツ企画室長 議案第1号令和4年度岩手県一般会計補正予算（第4号）のうち、文化スポーツ部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その1）の4ページをお開き願います。2款総務費160億4,198万8,000円の増額補正のうち、8項文化スポーツ費3,522万4,000円の増額補正であります。補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、事業ごとの金額の読み上げは省略し、主な事業の内容について御説明をさせていただきますので、御了承願います。

それでは、32ページをお開き願います。2款総務費、8項文化スポーツ費、2目文化振興費であります。右側説明欄の県民会館管理運営費、公会堂管理運営費及び平泉世界遺産ガイダンスセンター管理運営費は、原油価格、物価高騰により影響が見込まれる県民会館、公会堂及び平泉世界遺産ガイダンスセンターの光熱費等について補正しようとするものであります。

次に、3目スポーツ振興費であります。同じく右側説明欄の一つ目、障がい者スポーツ振興事業費は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により生じた障害者の運動離れ等に対応して、障害のある方が身近な場所で運動やスポーツに取り組むことができる環境の整備を市町村に委託するための経費について補正しようとするものであります。

次のスポーツ施設管理運営費は、原油価格、物価高騰により影響が見込まれる県営スポーツ施設の光熱費等について補正しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○千葉絢子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○岩淵誠委員 物価高、原油高への対応ということですが、スポーツ施設の管理運営費も相当上がっています。これは具体的にどの施設で、どのようなところが大きなボリュームになっているのかについてわかれば示してください。

○畠山スポーツ振興課総括課長 スポーツ施設における積算内容の概要でございますけれども、こちらにつきましては、当課が所管をしております9施設が対象となっております。県営運動公園から始まりまして、県営スキージャンプ場まで9施設ございますけれども、

その中でガソリンや軽油、灯油、重油、それから都市ガス、電気について積み上げをいたしまして、総額が2,300万円余となっております。例えば、県営運動公園につきましては、今回、加算により積み上げた分が186万円余でございますし、そのほか大きいところだと、県営スケート場で冬期の氷にかかわる経費が見込まれるということで950万円余となっております。

○岩淵誠委員 冬季スポーツは、本県でもかなり力を入れて、成果が出ているスポーツですから、従来から施設の維持にはかなり経費がかかっているわけでありまして。特に、これは燃油というより電気料のところが多いですか。一般的に特別高圧電力や高圧電力のものが11月から6割程度上がるわけでありましてけれども、恐らくこれが当面続くと、低圧電力の制限もなくなるということで、割高なところが今後も続いてくると思います。補正予算により対応するのはそのとおりなのですが、例えば、省エネルギー施設や経費の削減など、抜本的な対策について何か検討されているのでしょうか。

○畠山スポーツ振興課総括課長 今お話しいただきましたが、やはり大きなところでは、電気料が大きくなっております。日ごろから経費について指定管理者と意見交換ややり取りをしている中で、指定管理者の自助努力で進めているところももちろんございます。それから、新エネルギーのような契約について何か所か新電力を導入するというのも工夫はしております。今後につきましても限られた予算の中での検討にはなりますが、LED化など抜本的な部分に関しても今検討をしているところでございます。

○岩淵誠委員 所管が違いますけれども、県では県営の温水プールを持っています。もともとその施設はバイオマスでやるということで、言ってみれば岩手県の政策の中で熱源を取ってという政策と一致した施設だったのですけれども、運営しているうちに大変な状況になってきたところもあります。単純に収支を合わせるためにどうしていくかという話だけではなく、どのようなところから熱源を取っていくかということを考えていかないと、経費がかかっても仕方がない施設と経費を下げるといふ施設と、これにはいろいろな考え方があっていいと思います。単純に電気料が上がったからどうするかという枠にはめないほうがいいと私は思っているのですけれども、そのあたりは何か留意されていますか。

○畠山スポーツ振興課総括課長 今、お話があったとおり、特に、温水プールに関しては、設立の経緯がほかの施設とは異なりますので、熱源から今変わって、チップボイラーを使用しているという性質もございます。やはり施設ごとの生かすべき性質を考えながら進めていくべきだと私も思っております。

○岩淵誠委員 これは文化施設も含めてでありますけれども、補正予算により予算措置するというものですから、一般の利用料には当面転嫁しないのか、あるいは新年度においては多少検討しているのか、このあたりはどうなのでしょう。

○畠山スポーツ振興課総括課長 今回の補正予算で手当てする経費について利用料金に影響するかどうかということですが、それは考えておりません。

これまでも見直しの検討はしてきているのですが、今後につきましては、社会情勢など

状況を見ながらの判断になると認識しております。

○**岩渕誠委員** 例えば、岩手県民会館については、利用率をある程度上げなければならないという一方で、シーズンによってコストが変わってくるということも当然出てくると思います。コロナ禍で非常に利用率が落ち込んでいる中、いわゆる催事1回当たりの経費、コストも割高になっていると思いますけれども、全体としてどのようにして利用率を上げていくのか。例えばシーズン料金のようなことも考えていかないといけないと思います。そこに対する県の立場から平等にという考え方もあるでしょうから、結論は結論としていいのですけれども、議論の過程の中では、これからの公共施設を維持していくためにどうしていくかという議論を幅広くやる必要があると思います。特に、岩手県民会館やマリオスのような施設もあり、本当はもう少し早く立派な施設と合築すればよかったと思っておりますが、それぞれに使い方などがあるでしょうから、すぐに一緒にできない施設に関しては、よく検討されるべきではないかと思っております。所感があれば、伺って終わります。

○**阿部文化振興課総括課長** 県民会館の利用料の関係ですけれども、岩渕誠委員のおっしゃるとおり、シーズン料金など、議論の過程の中で幅広く検討していく必要があると認識はしております。指定管理者との協議の中で、今後検討していきたいと思っております。

○**斉藤信委員** 原油高騰、物価高騰対策についてですけれども、文化施設、スポーツ施設が具体的にどういう影響になっているのか示してください。

また、県有公共施設の原油価格、物価高騰対策がおおむね全部出ています。どれだけの物価高騰を試算の基本にしているのか考え方を示してください。これはいつからいつまでの期間の影響を考えているのかについても示してください。

○**佐藤企画課長** 影響が生じている施設の燃料についてですけれども、ガソリン、軽油、灯油、重油、ガス及び電気料金について、今後も引き続き影響が生じるものと見込まれることから、今後の管理運営費に支障が生じないように、今年度末までの所要額を補正予算額として計上したものでございます。

影響についてでございますけれども、まず岩手県民会館につきましては、現時点で主に重油価格と電気料金の高騰による支出増が生じております。また、岩手県民会館は、冷暖房にボイラーを使用しておりますことから重油の使用量が多く、催事において電気も多く使用するため、今後も燃料費、電気料金の高騰による支出増が見込まれるものということが影響と考えておりますし、岩手県公会堂におきましては、電気料金の高騰による支出増が生じております。今後、冬期間において暖房用ボイラーを稼働することから、電気料金、燃料費の高騰による支出増が見込まれるものでございます。

平泉世界遺産ガイドセンターにつきましてはの影響ですが、こちらは電気料金の支出増が生じておりまして、冷暖房に電力を使用しておりますことから、今後も電気料金の高騰による支出増が見込まれるものでございます。

最後に、県営スポーツ施設におきましての影響は、先ほど説明したとおり、9施設に光熱水費がかかるわけでございますけれども、各施設において主に電気料金の高騰、支出増

が生じております。今後、冬期間において、製氷のために大量の電力を消費する県営スケート場やほかの施設においても暖房設備等の使用に伴いまして電気料金、燃料費の高騰による支出増が影響と考えているところです。

○**斉藤信委員** 今後、年度末までということだと、半年分の原油価格高騰分を措置するということですね。

それで、基準がよくわからなかったのだけれども、電気料はもう既に 20%以上上がっているのです。これから 2割、3割と言われていきます。ガス代もそうです。これまでの値上がり分はどのようになるのか。既に値上がりで対応している分は、負担増になっていると思うのです。ここはどのように手当てするのか。例えば今後の対策でいくと、電気料は 2割増しで見えていますとか、私はそういう基準を聞いたのです。基準はあるでしょう。恐らく統一した基準でやっていると思うのです。今までの影響額はどうなって、それにはどういう手だてがあるのかないのか。二つ教えてください。

○**佐藤企画課長** 基準についてでございますが、原則的には当初予算で積算した単価との差額に令和 4年の使用見込をかけたものになりますけれども、4月から6月までについては実績値となっております。7月から3月までについては、基本的に過去2カ年の平均実績と施設の休館期間を除いた平均値ということで積算しております。

○**斉藤信委員** よくわからない答弁なのだけれども、今回、補正予算を計上したのは、国の予算が成立して10月からでしょう。10月から半年間分を見たというのでしょうか。違うのですか。今までの負担増の分も見たのですか。そのことを示してください。

また、4月から6月は実績で、7月からは何年間分という話をしているのだけれども、電気料の値上げ分についてはわかるわけだから、2割増しを見たというなら見たと、そういうことを聞いているのです。わかりますか。

○**佐藤企画課長** 先ほどの単価につきましては、現在、値上がりする単価がわかりますので、その差額としております。先ほど実績値とお話した分については、4月から6月までについては実績の使用料をかけております。7月から3月までについては見込みということになりますので、過去2年間の平均実績をかけたということになりますので、単価については値上がりした分も見ているということでございます。

○**斉藤信委員** 改めて聞きますけれども、予算は半年分ということですね。では、今までの半年分の負担増の実態はどうなっていて、それはどこの負担なのかということを知っているのです。

○**佐藤企画課長** 大変失礼しました。値上がりした分も含めて全て見ております。4月から6月を含めて見ているということになります。

○**斉藤信委員** 最初の答弁が年度末までという答弁をしたので、これは半年分かと私は確認したのです。そうではなく、1年分見ているということですね。

○**佐藤企画課長** はい、そうです。

○**斉藤信委員** はっきり言ってください。半年分と1年分を見ているのでは、全く答弁が

違います。これは、1年分を見た予算ということですね。

○佐藤企画課長 はい。

○斉藤信委員 それなら問題ないのです。驚きました。

では、もう少し立ち入って聞きましょう。1年分を見たこの予算なのだけれども、10月までの半年間の負担増は約半分ですか。そういう実態は把握されていますか。

○佐藤企画課長 斉藤信委員御指摘の経過につきましては、今手持ち資料がないものから、後ほどお答えしたいと思います。

○斉藤信委員 岩手県民会館についてお聞きします。これは管理費ということになっていきますので、この間8月というのが新型コロナウイルス感染症の感染爆発ということで、県内でも3万6,000人が感染して、クラスターも大発生したということでありました。恐らく岩手県民会館の休業措置はなかったと記憶しているのだけれども、どういう対応をされたのか。

そして、今、政府はもう無策で、行動制限はしないということです。これだけ大変な事態になったのだけれども、私たちは、今でも会議をするときは大体、席数の2分の1くらいの間隔をあけて会議をしています。岩手県民会館は今全く通常どおりなのか。どういう感染対策が取られているのか。そして、岩手県民会館の活用状況や入場者などはどのように推移しているのか示してください。

○阿部文化振興課総括課長 県民会館の利用状況の関係ですけれども、今年度の月ごとの利用状況につきましては、今、資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお示ししたいと思います。年度ごとの利用状況についてでございますが、今年度、7月末現在で大ホールは53.9%の利用率となっており、中ホールが53.9%となっております。令和3年度の利用率につきましては、大ホールが54.3%、中ホールが56.4%という状況となっております。今年度につきましては、先日、行われた岩手芸術祭などは制限を設けずに、定員に対し、ほぼ満席に近いような状況で開催しているところでございます。

○斉藤信委員 今の答弁だと、ことしの大ホール、中ホールの利用率は、去年より上がっていないということですね。行動制限がないという中で、それは第7波で全国も岩手県も最大の感染爆発の状況になったということです。第7波で県内の死者は100人を超えました。犠牲者の数も断トツに多かった。私は、そういうときにどういう感染対策が必要なのかという検証は必要ではないかと思えます。政府が行動制限をしないから、何もしないでいいのかと思えます。8月には3万6,000人が感染して、死者も最大の犠牲者を出しているときに、どういう感染対策が必要だったのかということは検証して、今後に生かす必要があると思えます。これは県全体にかかわることですので、このことは、熊谷文化スポーツ部長に聞いておきたい。

○熊谷文化スポーツ部長 文化芸術、スポーツもそうですけれども、長引く新型コロナウイルス感染症の影響は、非常に大きく受けているものと思えます。一方で、先日の10月1日に行った岩手芸術祭もそうですし、先週末の民間の交響楽団のコンサートも超満員で、

チケットは売り切れたと聞いております。そのようなよい動きもありますが、新型コロナウイルス感染症対策については引き続き必要ですので、岩手県民会館の場合は、入り口に大人数の方を感知するサーモグラフィーの検温計を設置しておりますし、消毒などを含めて基本的な感染対策をしっかりといただき、岩手県民会館を利用していくということが大事であると思っております。公益財団法人岩手県文化振興事業団とも連携して取り組んでいきたいと思っております。

○**齊藤信委員** 8月に盛岡さんさ踊りなど、さまざまな伝統行事が3年ぶりに再開されたということです。伝統文化にかかわる行事というのは、3年も4年も中止をすると継承が大変ということもあり、この開催そのものを中止すべきだという意見ではないですけども、開催するためにはやはり感染対策が必要だということです。岩手県、青森県、秋田県もこの夏祭りを契機に感染爆発になっているのです。私はそういう意味で感染爆発を迎えたこういう時期の感染対策というのは、しっかりと検討していく必要があると思っております。きょうは、そのことを少し提起しました。

それで、最後の質問です。障がい者スポーツ振興事業費74万8,000円なのですが、運動離れした障害者の方々の環境整備ということでありましたが、具体的にどういう事業、内容なのかを示してください。

○**畠山スポーツ振興課総括課長** この事業でございますが、公益財団法人日本パラスポーツ協会が障害者スポーツの実施環境の構築支援事業というものを実施しております、この委託費、財源を活用した事業ということでございます。先ほど冒頭の理由の御説明にもございましたけれども、コロナ禍による運動離れというところに問題意識を持ちまして、身近な場所で気軽に運動できるようにという発想から、環境を整備するというものです。具体的にはスポーツ用具、ボッチャの用具等ですけども、これを整備するために財源を活用しているというものでございます。全市町村に照会しましたところ、該当になったのは釜石市ということで、釜石市に8セット整備しております。各公民館等におきましていろいろな競技大会や教室に役立ててもらえるような事業として組んだものでございます。

○**齊藤信委員** 手を挙げたのが釜石市しかなかったということですね。

実は、ことし陸前高田市できょうされんの全国大会がありました。戸羽陸前高田市長が実行委員会の委員長となり、1,400人近くの方が参加したということです。市を挙げて取り組んだということを聞いていますけれども、何か県としてのかかわりはなかったのですか。

○**畠山スポーツ振興課総括課長** 申しわけございません。今、お聞きしたきょうされんの全国大会につきましては、直接はかかわっておりません。

○**千葉絢子委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**千葉絢子委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって文化スポーツ部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○岩淵誠委員 世界遺産の拡張登録についてお伺いします。現在の取り組み状況についてお示しいただきたいと思えます。

○佐藤世界遺産課長 世界遺産拡張登録に関する現在の取り組み状況についてでございます。令和4年8月18日に開催いたしました第19回平泉の文化遺産世界遺産拡張登録検討委員会において、専門家から多くの課題が示されたことから、文化庁の指導助言も得ながら、現在、仏国土、浄土との関係性を示す顕著な普遍的価値や真正性、完全性の説明、各資産の価値説明等の解決に向け、関係市町とともに慎重に協議を重ねているところでございます。

○岩淵誠委員 一定の専門家からの話が出て、それに対してどうかということについては、前回の常任委員会で議論しましたので、それについては触れません。

また、3市町の合意がないと上げませんということは、熊谷文化スポーツ部長が発言されていますから、それは了としたいと思います。

全体の推薦に向けた動きや今後のスケジュールはどのようになっていますか。

○佐藤世界遺産課長 今後のスケジュールについてでございますが、当初は、令和4年9月に関係市町代表者と県との会議を開催した上で、拡張登録推薦対象資産を決定し、令和5年3月には推薦書案を文化庁に提出する予定でありました。しかしながら、平泉の文化遺産世界遺産拡張登録検討委員会において、専門家から課題が示されたことから、現在、各資産の価値説明等の解決に向け、市町と県におきまして慎重に協議を重ねているところでございます。今後、関係市町と県で合意の上、推薦対象資産を決定したいと考えており、引き続き、関係市町と連携しながら取り組んでまいりたいと思っております。

○岩淵誠委員 当初のスケジュールにこだわることなく、慎重に調査を検討しているということについては了としたいと思います。また、一つの区切りとして年度ということがあるわけですが、これについてはどのような考え方を持っていますか。いつまでに上げたいという次なるスケジュールは考えていますか。

○佐藤世界遺産課長 当初、4月のスケジュールでいけるならばと考えていたところですが、専門家の方々からさまざまな課題を提示されたところでもありますので、それをどう解決していくか、現在、市、町、県の間で協議を進めているところでござい

す。

今、文化庁の指導助言もいただこうとしているところでありまして、いつまでということの限定は難しいかと思っておりますが、できるだけ早くそれぞれの市町と県の合意が得られる段階にしていきたいと考えているところでございます。

○岩渕誠委員 それは年度内の結論にこだわらないということですね。

○佐藤世界遺産課長 できるだけ早く合意したいと考えております。

○岩渕誠委員 世界遺産全体のスケジュールから言うと、今年度から来年度にかけて、文化庁では佐渡しかありません。佐渡をどうするかという話であって、こちらが頑張ってもというところだと思います。そうであれば、これはきちんと議論をして納得をして、場合によっては、仏国土という世界遺産を規定している理論というものの若干の修正が当然出てくるものと思っておりますから、あまり時間をかけられないとは言っても、拙速な結論というのはすべきではないと考えております。熊谷文化スポーツ部長はその辺の認識をどのようにお持ちでしょうか。

○熊谷文化スポーツ部長 今、委員からお話がありましておとり佐渡の金山については、推薦書が再提出ということでとまっております。今年度、夏ごろ、ロシアで開催予定でありました第45回世界遺産委員会につきましては、延期となって開催されていない状況です。こういった状況を踏まえ、文化庁の作戦としてどうしていくのかということもお伺いしながら、進める必要があると思っております。今、世界遺産暫定リストに掲載されているものは5件あります。佐渡の金山のほかに、奈良県の飛鳥、滋賀県の彦根城、鎌倉もありますので、これをどういう順序で出していくかということは国の考え方もあると思っておりますので、その辺の情報も得ながら、平泉の拡張登録を進める必要があると思っております。

先ほど答弁しましたとおり、現在、3市町と五つの資産の登録の可能性について議論を重ねております。推薦書案の作成を目指しておりますが、推薦書案自体は、国からユネスコに提出する世界遺産登録の推薦書の原案となるものでありますので、そこは登録を左右する一番大事なところであると思っております。委員からも御指摘のありましたとおり、十分時間をかけなければいけませんし、論理的であり、証拠もなければいけないということでありますので、引き続き3市町と連携して進めていきたいと考えております。

○岩渕誠委員 その方向でよろしいと思います。問題は、時間をかけるという中で、一つは骨寺の問題があると思います。きのう本寺地区景観審議会というものがありまして、さまざまな議論があったようであります。前も指摘をしましたけれども、地域としてそのままの形で農地を維持する、あるいは、そこに後継者がいなくなるという地域の維持がかなり厳しくなっている中で、文化的価値を守るために負担感がかなり強くなってきているというのが実態であります。時間をかければかけるほど、この負担感に耐えきれなくなっているところがあるわけですから。記事によれば、審議会の広田会

長は、文化的景観というのは、その時代の生活、なりわいに即して景観そのものも変化していくと捉えているので、一般的な文化財と違って、現状を少しでも変えてはいけないというものではないという考えを表明されているようですけれども、その思いは、私もそのとおりでと思います。これは、文化庁や世界遺産の中で許されるものなのかどうかと思いますし、きちんとやっていかなければならないと思います。骨寺はやはり経過から考えて入るのだということがないと、なりわいの場でありますので、犠牲を強いて世界遺産のために頑張ってくださいというのはかなり限界がきていると思っています。何か対応しなければならぬと思いますが、いかがですか。

○佐藤世界遺産課長 骨寺村荘園遺跡についてであります。専門家などからも文化的景観として非常に重要であるということで文化財としての一定の評価をいただいていると考えております。それに加えて、それらを維持、継承している地域の方々もいらっしやって、そういった部分でも非常に評価をされているところと感じております。一方で世界遺産登録ということ考えた場合に、価値説明を確実にしておかないと、世界遺産登録そのものが難しくなるというものでございますので、価値登録の説明、物証を確実にそろえて、拡張登録に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○岩渕誠委員 文化的景観や文化的価値というものは、普通、営みや歴史の中で成り立っているというのがあるべき姿であって、人々が犠牲となり、なりわいをやらずして、そういう中で成り立っている文化的景観というのはいり得ないというぎりぎりのところにいるわけですから、こういったところを考えていかなければならないということをおしは申し上げております。今、調査ということがありました。調査研究活動に対して、相当なアクセルを踏んで、スピード感を持って、進めていかなければならないと思います。やはり研究を重ねて、証拠と言われるものをきちんと出すためのところ、それは予算と研究者の人的投入です。これをきちんとやっていき、いつまでも犠牲を強いたままにはいけないと思います。やはり営みのほうが優先であり、難しい局面であります。今後、調査や予算をどうするか、これは県だけではなく、市も含め、そういった動きをしておかないといけないと思います。その辺をよく考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○佐藤世界遺産課長 調査につきましては、課題解決に向けた調査の規模や方法、期間を確定した上でやっていくことになると思います。今の時点でどれほどの予算を必要とするかということについて、現在、それぞれの市町との協議を進めているところでございます。一方、参考であります。調査に関しましては、埋蔵文化財発掘調査であれば、国の国庫補助の文化財保護費の補助金をいただくこととなります。岩手県の場合ですと、世界遺産関係の発掘調査には、随伴の補助をしているところでございます。これに地元負担ということで、発掘調査の事業費が成り立つということでありますので、引き続き、県としても調査への支援をしてまいりたいと考えております。

○岩渕誠委員 財源があるわけですから、ぜひスピード感を持ってやるということが最

大のメッセージです。本当にぎりぎりのところにあるということを皆さんには理解していただきたいですし、現地の営みを見ていただきたいと思います。この現状を招きかけは、文化庁にあります。文化庁に指導や助言というよりも、文化庁は責任を持ってやるべきだと思います。原因をつくったのは、文化庁でありますので、きちんと文化庁とは対峙をしていただきたいと思いますが、最後に熊谷文化スポーツ部長の見解を聞いて終わります。

○熊谷文化スポーツ部長 有識者の委員会から指導助言も含め、さまざまな課題をいただいておりますが、中でも推薦書の作成には時間がかかるという指摘がありまして、特にそれについてどうするかということも3市町と協議しております。これまで5年間、集中的に調査をして、一応、区切りにしようということでも進めてまいりました。時間がかかるということに対し、さらに延ばして調査をするのかということについては、しっかり議論をしていかなければならないですし、延ばす場合には、方法、規模も含めて検討した上で、ロードマップを示す必要があると考えております。引き続き、しっかり対応して、早期に合意できるように取り組んでまいりたいと思います。

○佐々木宣和委員 私は、いわて盛岡ボールパークについて伺いたいと思います。

7月1日の文教委員会で県立野球場条例の一部を改正する条例等について説明があり、本会議において議決されまして、その後、文教委員会でも実際に現地を見てきたところであります。野球場として使用していく際の利用主体の優先順位についてですが、プロ野球が来ればプロ野球の試合をやりたいということですし、高校野球が次にくるかと思っておりますけれども、その利用主体の優先順位の考え方について伺います。

○畠山スポーツ振興課総括課長 優先順位についてでございますけれども、これまでの県営野球場の優先順位の考え方、これを踏襲して進めてまいりたいと考えておりまして、指定管理者において、初めにプロ野球の公式戦、次に国際大会、全国大会、東北ブロック大会のような大規模な大会の日程を決めまして、さらに県高等学校野球連盟の主催事業の日程を優先的に決めていくことにしております。これらを決めた後、それ以外の県大会などの中規模大会を優先していきますけれども、これについては毎年開催する利用調整会議におきまして、関係団体の皆さんの御意見を伺いながら調整、決定することとしております。最後にそのほかの大会あるいはイベントについて予定を決めた後に、一般の予約を開始するという流れになっております。

○佐々木宣和委員 県営野球場の考え方を踏襲しているということで、新しい野球場ですので、プロ野球の試合が何試合できるかということも本当に期待されているところであります。

プロ野球の試合の開催について、どこが主体となり営業をかけていくのかということですが、プロ野球の試合を開催するための動きというのはどこが担っていくのかということをお教えいただきたいと思います。

○畠山スポーツ振興課総括課長 こちらにつきましては、SPCがこの業務の建設から運

営管理までを行うということで進んでおりますので、基本的にはS P C主体として動いております。もちろんその中で会議におきましては、県、市も入り、随時意見交換しながら検討していくこととしております。

○佐々木宣和委員 野球界はピラミッド型になっていて、プロ野球を頂点にして組織立てをされるわけですが、昨今、野球人口も減少している中で、これからどうしていくかについてプロ野球のほうもかなり歩み寄っているというか、いろいろな団体や組織体につながるような動きをしているところでもあります。この新しい野球場を通して、その裾野を広げていくような動きにつなげていただければと思っております。

次に、利用料金に関して伺いたいと思います。現在の県営野球場、盛岡市営野球場との料金比較をお示しいただきたいと思います。

○畠山スポーツ振興課総括課長 利用料金の比較についてでございますが、新しいいわて盛岡ボールパークの利用料金は、現在の県営野球場の利用料金をベースに考えております。先般、本会議において議決いただきましたが、県と盛岡市で決めました条例でも上限額を示しておりましたので、その上限額同士の比較で申し上げますと、平日の料金については、一般の利用について1時間当たり2,400円になりますが、現在の県営野球場は12時から17時までの料金が1時間当たり2,310円となっておりますので、ほぼ同レベルになっているところでございます。参考までに、盛岡市営野球場は1時間当たり500円となっております。

それから、新しい野球場の休日の料金は、一般の利用について1時間当たり2,900円と定めておりますが、現在の県営野球場は12時から17時まで1時間当たり2,774円となっております。こちら同レベルとなっております。盛岡市営野球場の1時間当たりの利用料金は600円となっております。

なお、盛岡市営野球場の利用者への配慮として、朝の利用がございますので、そちらについては早朝5時から8時までということで早朝料金を設けまして、そちらは平日500円、休日600円とし、現在の盛岡市営野球場と同じ料金設定となっております。

また、大会で使用する際の料金に関しましては、大会開催用の特別な利用料金の設定というものはありませんので、基本的に大会で使う際も、先ほどの通常の料金計算となります。なお、主催者が入場料を徴収する場合は、しない場合に比べて3倍の利用料金となっております。ただ県などが主催する大会の場合、利用料金の減免の対象となっております。

○佐々木宣和委員 以前、私、計算をしてみても、グラウンドの利用料金だけで計算すると、大体1日使用して2万7,000円くらいかと思っております。スコアボードもスピーカーも使用してそのくらいかと思うのですけれども、トレーニング室やブルペンも細かく料金設定されているようであります。例えば、大会のときは、どれも全て使用すると思っております。要は、細かく料金を設定して一つずつ加算していくと、もともとより少し高いのではないかという話を伺ったこともあります。現在の県営野球場について、トレーニングルー

ムやブルペンなど、どの辺を加算して料金を取っているのか、いないのか。ブルペンやトレーニングルームを使用すると金額が上がるのか。これらを合算して比較すると、少し高くなるのではないかという印象も持っているのですけれども、どうでしょうか。

○**畠山スポーツ振興課総括課長** 確かに野球場に付随するいろいろな設備がございますので、それぞれ利用料金というものは設定されております。現在の県営野球場は、室内の練習場というのはブルペンとグラウンドの守備練習ができるところと一体になっております。新しい野球場になりますと、バッティング、守備をする場所というのは別棟の多目的施設のほうに移動しますので、使い方の違いのようなものが発生することは予想されますけれども、新しい野球場の場合、野球場に設置してある屋内のブルペンは1レーン 500円であり、3レーンありますので、1時間使用する場合は1,500円かかります。そのほか素振りのスペースと体を動かすスペースが野球場についていますので、そこは2,000円ということで、それらを足し合わせると3,500円かかるということになります。現行の屋内練習場では4,350円という設定になっておりまして、使い方にもよりますが、必ずしも極端に上がることにはならないと思います。

また、屋内練習場のほうは全体を4分の1ずつに仕切って使うことを基本として考えておりますので、それについては850円ですので、これについても2倍、3倍ということにはならないと認識しております。

○**佐々木宣和委員** 3,000円で9時間使用すると、大体2万7,000円ですので、グラウンド利用料と変わらないくらいになるかと思うのですが、まだ始まっていないところでありますので、これから少し丁寧に状況などを聞きながら進めていただきたいと思っております。

次に、県内の野球場との料金比較と他県の県営野球場との料金比較についてお伺いします。

○**畠山スポーツ振興課総括課長** 県内の野球場との比較でございます。例えば、夏の高校野球の県大会の際に県営野球場と一緒に会場になっております二つの球場について申し上げますと、花巻球場の料金は平日1時間当たり1,000円、それから金ケ崎町のしんきん森山スタジアムは平日1時間当たり1,100円ということで、1時間当たり2,400円と設定しておりますいわて盛岡ボールパークの約半分程度という状況になっております。

それから、他県の県営野球場につきましては、改めて近隣県の状況を確認しましたがけれども、児童や生徒の料金区分の有無もさまざまでありまして、施設によって一概に比較できないところもございます。同規模の野球場ということで位置づけられます秋田県のこまちスタジアムでは、平日1時間当たり2,410円となっておりますので、いわて盛岡ボールパークとほぼ同じ料金設定となっております。

○**佐々木宣和委員** 新しいスタジアムでも割安な気もするとか、最後の質問にもつながるところなのですが、これから新しい野球場ができて、この新野球場が岩手県を中心的な野球場となり、高校野球の大会もそうですが、県内でも全国大会等が開催される野球場にもなるのかと思っておりますのでございます。マスターズの試合も今、沿岸地域

で行われていますし、国民体育大会もありました。高円宮杯や全国大会の誘致ということを目指していたところもあったかと思うのですが、それに関する運用ルールの考え方について伺います。

○**畠山スポーツ振興課総括課長** 大規模な大会開催時の考え方については、他の野球場との関係も含めてでありますけれども、今御指摘いただきましたとおり、いわて盛岡ボールパークは県内の球場の中でも最も高規格になります。収容人数も多いですので、国民体育大会など全国規模の大会のメイン会場として、また決勝戦の会場などとして使われることは想定しております。

また、大会運営の中では、会場として使用されるようなほかの野球場も当然、出てくるかと思えますけれども、そちらにつきましては、やはりこのボールパークとはまた別に、大会の性質や規模などを主催者の皆様が判断しながら調整していくという考えになるかと考えております。

いずれ冒頭に御説明させていただきました優先順位により、新しい野球場については県の核として有効に活用していきたいと考えております。

○**斉藤信委員** いわて盛岡ボールパークにかかわってお聞きします。今の県営野球場は、野球場としては使えないわけです。そうすると、これは基本的に解体して跡地利用となるのかどうか。現段階でどのように考えているのでしょうか。

○**畠山スポーツ振興課総括課長** 今いただきましたとおり、まず集約化債というものを活用して盛岡市と共同で進めるところから申しますと、今の野球場は今年度で閉場となります。その後の施設の活用につきましては、やはり公的な施設でございますので、県の施策に即した形でまず活用ができないかということについて検討を進めていきたいと考えております。

○**斉藤信委員** 今後、野球場としては使えないことになるわけです。今の施設を活用するというのは、なかなか難しいのではないかと思います。そもそも野球場の専用球場ですから、トレーニングルームだけ活用するなど、そういうことにはならないと私は思うのだけども、解体も含めて、全くこれからの検討になるのですか。

○**畠山スポーツ振興課総括課長** 内々、庁内では検討に入っておりますけれども、どのようにしていくかはこれからとなります。

また、規程上、公的な野球場としての用途を廃止するという条件で起債ができるものですから、県営野球場という形での使用は基本的にできないということですので、そこを含めた上で今後の検討になります。

○**斉藤信委員** 今の答弁は微妙だったのだけれども、県営野球場としては使えないけれども、県営でなければ使えるのですか。

○**畠山スポーツ振興課総括課長** 今後の進み具合によりますけれども、例えば、大変高額な改修費を出して、私が購入して民間の野球場として使用したいという民間の方がいらっしゃれば、それも一つの可能性として排除するものではないということでございます。

○**斉藤信委員** そういう意味ですか。わかりました。盛岡市営野球場は、盛岡市が直接、所管していると思うのですけれども、私の地元にも市営球場があるものですから、このシーズンは、朝野球で連日使われています。土曜日や日曜日なども大会が行われており、盛岡地区の中学校の大会にも使われています。こうした方々が新しいボールパークを利用するというのは、今までのようにはいかないのではないかと思いますけれども、これまで市営野球場を使っていた方々は、今まで以上に活動できるのか、その辺りはどのように受けとめていますか。

○**畠山スポーツ振興課総括課長** 斉藤信委員のおっしゃるとおり、非常に一生懸命に活動なさっている野球愛好者の方々もたくさんいらっしゃいます。都南地区の新しい野球場に申し込んで使用していただくことは可能ですが、それ以外に充実した活動ということになりますと、現実問題としてはこの近隣にある運動公園、あるいは河川敷にある球場など、いろいろなところを有効活用しながら進めていくことを基本としていくということだと思います。

○**斉藤信委員** わかりました。直接は、どのように盛岡市が利活用するかということも含めて、これは別な問題であると思います。

もう一つは、新型コロナウイルス感染症に関する文化芸術団体への影響と県の対応、支援の状況はどうなっているのでしょうか。

○**阿部文化振興課総括課長** 県では、定期的に一般社団法人岩手県芸術文化協会の加盟団体等を対象に影響調査を行っており、直近では9月に調査を実施しました結果、新型コロナウイルス感染症が活動に影響していると答えた団体が約8割、80.5%となっております。このうち大きく影響があると答えた団体の割合は31.7%となっており、前回6月の調査から3.3ポイントの減少、令和3年9月の調査からは41.0ポイント減少しているということで、影響が徐々に改善しているという様子が見えてきます。

具体的な影響の内容としましては、前回の調査では稽古、練習等の自粛が最も大きな割合を占めておりましたが、今回の調査では団員、会員等の活動意欲の低下が最も多くなっているところで、影響の内容の変化が見られております。また、公演、展覧会等の中止を挙げる団体の割合が過去の調査と比較して小さくなってきており、感染対策等を取りながら活動の継続、再開を図っている様子が見えてくるものでございます。

県の対応といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により公演などの事業の中止、延期を余儀なくされている文化芸術団体の活動の継続、再開を支援するための補助金、いわて文化芸術活動支援事業を実施しているところでございます。令和3年度の実績としては、17事業に補助しております。今年度についても29の事業に支援する予定となっております。

先ほどもお話ししましたが、先日、岩手県民会館で第75回岩手芸術祭のフェスティバルや体験イベントなどを実施したところで、人数制限も設けずに多くの方に来場していただいたところでございます。また、オンライン等の映像配信等もあわせて行いながら、

新型コロナウイルス感染症の感染対策を行いつつ、会場で対面での開催も活発に行うということで、引き続き文化芸術活動の機運を醸成しながら、県民の文化芸術活動や鑑賞の機会の確保に努めてまいりたいと思います。

○**齊藤信委員** 新型コロナウイルス感染症の影響を受けているというのが 80.5%ですから、これは本当に大変な状況であります。今の答弁を聞きますと、会員等の活動意欲の低下というこれはもう本当に根本的な問題であると思います。そういう意味では、本当にきめ細かな支援が必要だと思えます。東日本大震災津波からの復興の中でも、やはり文化活動やスポーツ活動が復興の心の支えになり、復興の重要な分野を担いました。特に、伝統文化の継承には岩手県もかなり力を入れて、その復活、再開に取り組んできました。新型コロナウイルス感染症の場合、全県的な形での影響がありますので、私はしっかり取り組んでいただきたいと思えます。

文化芸術のコーディネーターも県内各地に配置したようではすけれども、このコーディネーターの役割についてどのように把握されているでしょうか。

○**阿部文化振興課総括課長** 文化芸術のコーディネーターについてですけれども、地域ごとにNPO等に委託して担っていただいているところでございます。地域ごとのネットワーク会議では、リーダー的な存在として、各市町村の公共施設の担当者や市町村の文化芸術の担当者などを集めて、研修会や最新情報の共有等、さまざま活躍していただいております。また、各地域の文化芸術の相談窓口や県のホームページの文化情報大事典でも情報を掲載して流すという役割も担っていただいております。

○**齊藤信委員** わかりました。本会議でも質問がありましたけれども、北上市立黒沢尻北小学校が全日本合唱コンクール全国大会小学校部門で金賞を受賞し、日本一というすばらしい成果も出ています。国民体育大会でも岩手県出身の選手の活躍もありました。文化スポーツ活動は、私たちが生きていく上でやはり必要なものであり、困ったときに制約されていいというものではないと思うので、そういう位置づけで引き続き頑張っていただきたい。

二つ目ですけれども、スーパーキッズの取り組みと成果について示してください。

○**畠山スポーツ振興課総括課長** スーパーキッズの取り組みと成果についてでございますが、既に御理解をいただいて、応援もいただいている齊藤信委員には、少しおさらい的な内容になるかもしれませんが、このスーパーキッズ事業については、世界で活躍するトップアスリートとなる人材の発掘、育成を目指しまして、平成19年度から開始した事業でございます。今年度で16年目を迎えております。これまでの修了生は391名を数えておりまして、現在は在籍者136名で活動しております。その時々のトップレベルの指導を取り入れまして、進化させながらここまで進めてまいりました。

年代に応じた効果的なプログラムの提供に取り組んできまして、現在は小学生、アンダー12、それから中学生、アンダー15の二つのカテゴリでの発掘、育成を行っております。その主なプログラムといたしましては、身体や知的能力の開発を行いますスペシャルスク

ールや、さまざまな競技を体験するトレーニング、あるいはトレーニングキャンプ、体力測定、それから自分に最も適した競技の選択に向けました説明会や面談、保護者に対してのプログラムなどを実施しております。

このような取り組みによりまして、修了生からは北京冬季オリンピックで1期生の小林陵侑選手が金、銀のメダルを獲得いたしました。それから5期生の谷地宙選手も出場を果たしました。世界大会などへこれまで延べ52名、全国大会などへ延べ361名が出場しておりますほか、中央競技団体の強化指定選手として10名、プロスポーツ選手として3名を輩出しております。

また、先ほど御紹介いただきましたけれども、今回、栃木県で行われましたいちご一会とちぎ国体では7期生の菅原陸翔選手がボート競技シングルスカルで優勝を果たしましたが、これはスーパーキッズ事業におきまして、本人の適性を見出しまして競技種目を変更したということで注目が集まっております。

また、今年度に入りまして二度、全国放送にスーパーキッズ事業が取り上げられましたほか、指導者の専門誌のようなものにも掲載されておまして、この事業が全国からも注目を集め、県内でも認知度が上がっているということで、うれしく思っております。

○斉藤信委員 着実に成果が挙がっているということです。トップアスリートの育成を目指して、その成果が挙がっていると思いますけれども、もう一つ、このスーパーキッズ事業の役割、重要性というのは、最先端のスポーツ医学に基づいた選手の育成、トレーニングであります。例えば、小学校や中学校でもそういう最先端のものが共有されるといった効果が大事ではないかと思えます。

以前、文教委員会で取り上げたこともあるのだけれども、スーパーキッズの将来を期待された陸上選手が陸上の顧問と衝突したということがありました。最先端のトレーニングをその顧問はわからなかったのです。俺の言うことを聞けということで、パワハラのような形で、この選手はもう陸上を断念する事態に追い込まれました。一つは、指導者がこういうスーパーキッズ事業で取り組まれている最先端の育成の仕方やトレーニングの中身などを理解する必要があります。また、スーパーキッズの子供たちを通じて、学校の中でも共有されて、学校でもそのレベルが上がっていくということが大事だと思いますけれども、その点についてはどのように考えているのでしょうか。

○畠山スポーツ振興課総括課長 ただいま斉藤信委員から御指摘いただきました内容につきましては我々も理解し把握して、重要だと思っております。先ほど申し上げましたスーパーキッズの成果が挙がり、認知度が上がることに連動して、例えば、県内の学校に来年度の選考のお願いや説明に伺っているのですけれども、前に比べて教員の方々の理解や協力の度合いは上がっていると感じております。

それから、スーパーキッズ事業では、やはりそのとき、そのときで不断の改善をしていく、最先端を勉強して取り入れていくということは、行っているところであります。そこでは県内の指導者、あるいは指導体制の中で模範となるやり方をしていきたいと思えます

し、いろいろなプログラムに県内の競技団体の指導者などもかかわっていただきますので、随時、見ていただくなど、学校でもスーパーキッズ事業への理解を深めていけるよう、いい方向に広げていきたいと考えております。

○千葉絢子委員長 この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○佐藤企画課長 先ほどの斉藤信委員の質疑の光熱水費の関係でどの程度ふえているかという御質問についてでございます。大変申しわけございませんが、年間分の比較となりますけれども、また施設によって若干異なりますが、全体で2割程度の増ということになっております。

○阿部文化振興課総括課長 先ほど斉藤信委員から御質問がございました岩手県民会館の利用状況の月別の部分についてですけれども、今年度の4月から9月までをまとめた利用者数ですが、15万5,201人ということで、昨年度より2.4倍にふえております。コロナ禍前の令和元年度の同じ時期である4月から9月は17万9,687人ということで、コロナ禍前と比較しますと今年度は86%という状況でございます。

○千葉絢子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 ほかになければ、これをもって文化スポーツ部関係の審査を終わります。文化スポーツ部の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。なお、本日、八重樫参事兼教職員課総括課長は、体調不良のため欠席となりますので、御了承願います。

議案第1号令和4年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費及び第11款災害復旧費のうち、それぞれ教育委員会関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○西野教育企画室長兼教育企画推進監 それでは、議案第1号令和4年度岩手県一般会計補正予算（第4号）のうち、教育委員会関係予算について御説明申し上げます。

議案（その1）の6ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、教育委員会関係の補正額は10款教育費、1項教育総務費から7項保健体育費までのうち2億4,937万2,000円の増額と、その下の11款災害復旧費、5項教育施設災害復旧費の2,700万円の増額を合わせまして、総額2億7,637万2,000円を増額しようとするものであります。その主な内容につきましては、別冊の予算に関する説明書により御説明申し上げますが、事業ごとの補正額については省略させていただきますので、御了承願います。

お手元の予算に関する説明書の59ページをお開き願います。10款教育費、1項教育総務費、5目教育センター費の管理運営費、60ページに参りまして4項高等学校費、2目全日制高等学校管理費の管理運営費、3目定時制高等学校管理費の管理運営費、4目教育振興費の教育実験実習費、61ページに参りまして5項特別支援学校費、1目特別支援学校費の管理運営費、62ページに参りまして6項社会教育費、1目社会教育総務費の生涯学習推進

センター管理運営費、青少年の家管理運営費、野外活動センター管理運営費、2目文化財保護費の埋蔵文化財センター管理運営費、5目博物館費の管理運営費、6目美術館費の管理運営費は、いずれも原油価格、物価高騰により影響が見込まれる県立学校の高熱費等を増額補正しようとするものであります。

恐れ入りますが、60ページにお戻り願います。4項高等学校費、3目定時制高等学校管理費の学校給食物価高騰対策等支援費補助、61ページに参りまして5項特別支援学校費、1目特別支援学校費の学校給食物価高騰対策等支援費は、学校の臨時休業や新型コロナウイルス感染症の感染、または濃厚接触者の判定により出席停止となりました児童生徒の欠食の給食費に対する支援、また食材高騰に伴う給食費の値上がりに対する支援を行い、保護者の経済的負担の軽減に要する経費を補正しようとするものであります。

次に、1ページ飛ばしまして63ページをお開き願います。7項保健体育費の1目保健体育総務費、児童生徒保健管理費は、県立学校における新型コロナウイルス感染症の検査体制を強化するため、集団感染発生時や修学旅行などの集団活動前に検査を実施するための抗原定性検査キットの整備に要する経費を補正しようとするものであります。

そして、少し飛びまして68ページをお開き願います。11款災害復旧費、5項教育施設災害復旧費、1目学校施設災害復旧費の学校施設災害復旧事業費は、令和4年3月16日に発生した福島県沖の地震により被災した県立一関第一高等学校及び県立水沢農業高等学校の施設整備の復旧に要する経費を補正しようとするものであります。

以上で補正予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○千葉絢子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○岩淵誠委員 今、管理運営費については、ほぼ光熱水費が大きいというお話がありました。もう少し具体にお示しいただきたいのですが、例えば、燃料費や電気料などをざっくりと出していただけますか。

○古川予算財務課長 物価高騰にかかる補正予算の内容でございます。内訳としますと、電気料が1億2,300万円ほど、ガス料が1,000万円ほど、ほかガソリン等の燃料費が4,800万円ほどで、計1億8,200万円ほどの補正内容となっております。

○岩淵誠委員 これは相当続くでしょうから、先ほど、文化スポーツ部にもお聞きしましたけれども、いわゆる電力について、これはなかなか学校という規模においては難しいと思うのですが、例えば効率化や新電力、太陽光にするなど、このような教育に絡んでの考え方について、今後、何かお考えになっているものはありますか。

○古川予算財務課長 県立学校等における電気料につきましては、昨年度、11月を起点として、11月から10月までの1年間で、電気料の入札を行いました結果、1億円ほどの節減効果が見込まれるということで、これにより運営してきたところでございますが、今般の電気料の大幅値上げを受けまして、次期入札につきましては値引き等もなく、東北電力等の値上げに対応するような形を取らざるを得なく、1億円の節減効果は今回は得られなかったということでございますが、今後もそういった節減等に向けた努力をしまいたい

と考えております。

○**岩淵誠委員** そうすると、県立学校における電力契約というのは、県立学校全体で入札しているということですか。1校単位ではなく、全体で入札をしているということですね。

○**古川予算財務課長** 県立学校等の89施設、県立総合教育センターや県立生涯学習推進センターも含まれますけれども、そちらは稼働状況の割合が高いグループと低いグループの二つに分けて入札を実施しております。

○**岩淵誠委員** 御努力されていることはよくわかりました。

一方で、1億円の効果が期待できないということで、むしろそれが少し上乘せになる可能性のほうがあると思いますけれども、非常に限られた財源の中で、心配しているのは、事業費等については無償化ということがありますけれども、家庭の負担が今後ふえるという可能性はあるのかどうか。このあたりを一応確認しておきたいと思います。

○**古川予算財務課長** 今のところ、家庭の負担がふえるということは想定していないところでございます。

○**岩淵誠委員** ありがとうございます。それが一番大事なところですから、確認いたしました。それから、学校給食について欠食というのがありました。これは、いずれ全部1カ月単位で払って、欠食になるので、その分も払わなければいけないのだけれども、それらはきちんと手当てしますという理解でいいですか。

○**近藤特別支援教育課長** 特別支援学校の学校給食については、学校ごとに食数を一定の期間、取りまとめて食材の発注を行っておりますが、急な出席停止等で学校給食を欠食となっても、もう既に食材は発注済みでありますので給食実態がなくても費用が発生します。その欠食分の給食費について予算計上し、そこを補おうというものでございます。

○**岩淵誠委員** 学校の給食、これは自校方式など、いろいろな形態がありますけれども、何カ月にも一度、小学校だと給食センターで入札して、下げているというやり方があります。今、食材としてどれくらいの値上がりを見ていて、それに対応して、競争性があつたけれども、やむを得ないということだと思っておりますけれども、その辺について、どの程度ふえるという見通しなのかということ、それから入札の段階で競争性がきちんとあるのかについて確認したいと思います。

○**古川予算財務課長** 昨今の物価高騰による食材高騰につきましては、学校現場の状況等も全て聞き取りをしておりますし、盛岡市の消費者物価指数などを参考に見ているところでございますが、今回の予算計上としましては、14%の値上げを予算措置しようとして予算を提出しているものでございます。

現在、10%程度の値上げが見込まれておりまして、今後の見込み幅も考えまして14%の予算を提出しているところであります。

○**岩淵誠委員** これは県立学校ですから、ある程度、限られたところしか給食は出ませんけれども、小中学校も含めると、できればいいもの、質の高いものをということで、市町村がいろいろ工夫をしながら取り組まれているわけでありまして。ぜひ今後も、ぜひたくに

とは言いませんけれども、質の高いものをということで、給食費について対応していただければありがたいと思います。

光熱水費も学校に伺うと、例年、配分されるのが2月ごろになるということで大丈夫だろうかということであります。コートを着用するようには言わないけれども、少し厚着をしてやりなさいというところが正直に言ってないわけではないとお伺いしております。特に、特別支援学校は、非常に体調管理が難しいところがありながらも、学校現場に行くと、3月が近づくと本当に苦労しているという話をよく聞きます。学校現場が毎日、頭を悩ませながら、きょうは暖房をとめようか、何度に設定しようかということのないように対応していただきたいと思うのですが、今後さらに高くなる状況があれば迅速に対応しますか。

○古川予算財務課長 いずれ学校運営や子供たちの学習環境に何らかの支障が出ないように努めてまいりたいと考えております。予算につきましては、今後の県議会定例会の補正予算のタイミングを見まして、予算措置について考えてまいりたいと思っております。

○岩淵誠委員 ある程度予備費の流用などもできるのではないかと思うのだけれども、我々が言うと少し問題がありますが、補正対応でやるというのはそのとおりですけれども、いわゆる学校運営の基礎的部分については、うまく予算が流用できるような形にしていけないと厳しいと思うのです。これは財政規律の問題もありますから、なかなか言えないけれど、学校が困らないようにしていただきたいということです。

最後になりますが、今回、新型コロナウイルス感染症の抗原定性検査キットについてですが、どの程度のレベルのものをどの程度配置するという計画になっているのかをお示しください。

○西野教育企画室長兼教育企画推進監 今回、それぞれの学校長の判断で、学校行事などの前に学校単位で準備してもらおうと思っております。

そして、抗原定性検査キットのレベルとしては、県内の事業者から購入できるものを考えているところであります。学校のほうで、学校行事を見据えながら、新規の事業者や専門業者から購入することを考えておまして、そういうレベルのものと考えております。

○岩淵誠委員 いろいろなレベルがあって、いわゆる医療用のものなのか、簡易のものとするのか。医療用は2,000円くらいで、一応、試験という名目で流通しています。それから600円程度で購入できるものもあるわけです。学校は税金で調達するわけだから、ある程度の基準がないとどうかと思うのですけれども、これは基準がないのですか。予算計上の単価を確認すればわかると思いますが、単価はどのようになっていますか。

○西野教育企画室長兼教育企画推進監 済みません。抗原定性検査キット単価を今、確認いたしますので、少々お時間を頂戴いたします。申しわけありません。

○千葉絢子委員長 では、後ほど答弁をお願いいたします。

○岩淵誠委員 単価がわかれば、大体どのくらいなのか。変なものではないのだろうと思います。

今回、新型コロナウイルス感染症の抗原定性検査キットを学校で措置をしていくというのですが、初期の段階では、国から直接学校現場に抗原簡易キットの配付があつて、本当は医療行為なのだけれども、学校現場で何とかしてくださいということでそれは難しいでしょうという話がありました。相当数配付されたということですがけれども、この活用はどうだったのですか。

○西野教育企画室長兼教育企画推進監 昨年度、国から無償配付された抗原簡易キットですがけれども、まず教職員が濃厚接触者に特定されたときに、待機期間の短縮の検査に活用されたほか、学校での使用を優先した上で、あとは医療機関への提供も可能という形も示されたことから、基本的に昨年、配付されたものは全て有効に活用されたものと認識しております。

○岩淵誠委員 学校現場に聞くと、それは少し違います。昨年や一昨年からやっているけれども、このようなものを渡されても困りますということです。抗原簡易キットは、せいぜい1年くらいの有効期限ではなかったかと思います。ほとんど使えないということで、頑張って使用したところはあるようですがけれども、使えなかったという状況ではないかと思うのです。万が一のときのために持っているもので、国の予算だけれども学校現場ではこうだったということをやはり検証することが必要であると思います。全て有効に使いましたという話は、現場の話とは少し違うと思います。やはり配付するなら、こういうものをきちんと配付してくれと。国は、その段階で最良のものは配付したと思いますけれども、文部科学省に改善を言うとしても、やはり現場の声を聞いた上でというものであり、今のような答弁ではだめだと思います。もう一度、答弁をお願いします。

○佐藤教育長 一昨年、文部科学省から学校現場に抗原簡易キットが配付されました。直接、学校への配付ということで、私どもも医療行為を学校に持ち込むことについて、やはりどこまで安全性が確保されるのか、当時はウイルスの状況や科学的な知見も不足している中での対応が求められたということで、学校現場でも養護教諭の方々が苦勞されて判断し、本当に必要なときにだけ限定的な使用にとどめてきていました。

また、使用期限がございいますから、実際には学校現場での使用はそれほど多くなかったのが現実です。そして、県の保健福祉部のほうで不足したことから、保健福祉部から学校現場に抗原簡易キットを使わせてくださいということもありまして、そちらに回して、そういう意味での有効活用はあつたという意味でございいます。

今回の抗原定性検査キットにつきましては、今、市販等もされているもののまさに簡単な検査キットでもって、医療現場で使われているものから比べますと、判定に15分やそれなりの時間を要するような、あくまでも抗原簡易キットというレベルのものでございいます。そして、学校現場で各種大会や学校行事、それから学校がクラスターになっている恐れがあるような場合に学校の活動をとめないためにも、学校長の判断により迅速に判定し、学校での感染拡大を防止するためのものということで予算措置しているものでございいます。

○岩淵誠委員 よくわかりました。問題は、学校によっていろいろ流行の状況が違うので、

学校長の判断でやるというのはいいのですけれども、例えば、学校間融通なども考えていかないとだめだと思います。これはあくまで学校長管理の部分なのか、調整みたいなものができるのか、これをきちんとやっておかないと大変だと思うのです。これだけ聞いて終わります。

○古川予算財務課長 まず、抗原定性検査キットの予算の価格でございますが、1個当たり1,650円を予定しております。

先ほど、佐藤教育長が答弁したとおり、学校長が修学旅行や大会の前などに判断して使うということになっておりまして、その都度、予算を学校に配分するという形を取ろうかと思っておりますので、学校間での融通は利くものと考えております。

○斉藤信委員 私も最初に光熱水費の補正予算について聞きたいのですけれども、先ほど1億8,100万円ということでした。これは、昨年度の実績と比べるとどのくらいの増になりますか。

○古川予算財務課長 申しわけございません。昨年度の決算の数値につきましては、資料を準備いたしますので、後ほど答弁させていただきたいと思います。

○千葉絢子委員長 よろしく申し上げます。

○斉藤信委員 それで、暖房費が4,800万円ということでしたが、エアコンが全教室に配備されているわけです。配備されたエアコンは暖房にも使われるのか。特に、県立高校の暖房の種別はどのようになっていますか。

○佐々木学校施設課長 昨年度、整備したエアコンにつきましては、暖房にも対応するようなものを設置しております。暖房については、エアコンではなくて、ボイラーやFF式のストーブが主となっております。

○斉藤信委員 エアコンも暖房にも使えるということです。私は必要なときには大いにエアコンを使ったらいいと思うのですけれども、主力は灯油や重油ということで受けとめてよろしいですか。

○佐々木学校施設課長 はい。

○斉藤信委員 わかりました。次に、学校給食費についてお聞きしたいのですが、先ほど、特別支援学校では欠食の給食費も見込むということでした。延べ人数でいいのですけれども、今まで、コロナ禍等により欠食した児童生徒数というのはどれくらいになりますか。

○近藤特別支援教育課長 今年度の欠食の状況でございますが、7月末までのところで1,353食となっております。

○斉藤信委員 延べで1,353人ですか。7月までですからやはり大変な数です。その後8月の感染爆発がありました。学校は夏休みということではありますが、かなりの数です。驚きました。

私は、特別支援学校の給食というのは、なかなか貧困のような状況になっているのではないかと思います。特別支援学校の給食の調理方式や調理者について、どのようになっているのでしょうか。

○近藤特別支援教育課長 特別支援学校の給食の形態ですが、自校調理場で調理員を配置している学校が1校、それから自校調理場で調理の委託をしている学校が8校、それから外部に調理委託をしている、お弁当のデリバリーをいただいている学校が2校、市町村の共同調理場から提供いただいている学校が1校、1分校、8分教室という形になっております。

○斉藤信委員 私も一覧表をもらったのですがけれども、県立盛岡青松支援学校は209食になっていますけれども、これはどういうことでしょうか。

○近藤特別支援教育課長 県立盛岡青松支援学校は、実数として35人中24人が隣接する施設のほうで昼食を提供しているという形になっております。弁当持参の11人についても、個別の給食メニューの対応を求められる児童生徒が多いことから、ミルク給食という形を取っております。

○斉藤信委員 35人中24人がみちのく・みどり学園だと思えます。しかし、11人は弁当ということですが、この11人分は完全給食ではなくていいのかというところに少し疑問が湧きます。

それと、デリバリーが2校ありました。県立盛岡みたけ支援学校も以前はデリバリーでした。私が学校を訪問したときに、本当に冷たい弁当だということで、油物はもう固まって大変だということを聞きました。新しい県立盛岡ひがし支援学校、県立盛岡となん支援学校ができて、今、自前の調理による給食になっているということです。民間委託ですがけれども、そういうことで理解していいのですか。デリバリーというのは何とかならないものなのですか。

○近藤特別支援教育課長 現在、弁当のデリバリーを行っている学校は、県立釜石祥雲支援学校、それから県立一関清明支援学校になります。県立釜石祥雲支援学校については、釜石市との協議が調ったことから、令和5年度から市の共同調理場からの給食提供の実施に向け、現在、施設整備を進めているところでございます。県立一関清明支援学校におきましては、一関市の共同調理場からの提供について、市教育委員会と協議を続けているところでございます。

○斉藤信委員 県立釜石祥雲支援学校は、新しく改築する立派な学校ですから、これは釜石市の給食が利用できるというのは本当によかったと思えます。県立一関清明支援学校もしっかり協議して、ぜひデリバリーではない温かい給食が食べられるようにしていただきたいと思えます。県立盛岡となん支援学校と県立盛岡みたけ支援学校は、県立盛岡ひがし支援学校で調理して運ぶという方式ですか。

○近藤特別支援教育課長 県立盛岡ひがし支援学校に調理場がございまして、学校の調理場で県立盛岡ひがし支援学校分と、それから県立盛岡みたけ支援学校分の給食をつくって、県立盛岡みたけ支援学校に送っているという形になっております。

○斉藤信委員 恐らく温かい給食が実現できたと思えますので、それはよかったと思えます。次に、抗原定性検査キットについてですがけれども、先ほど佐藤教育長から答弁があっ

たのですけれども、抗原検査キットの活用について極めて消極的だったと思います。学校医の指導を受けて、ほとんど事実上使用できないような仕組みをつくってしまったのです。当時からヨーロッパなどでは、もう家庭でどんどん抗原検査キットを使用して対応していたのです。今どうなっているかという、インターネットで抗原検査キットを購入して自分で検査して、陽性だったら自分で登録しなさいということです。

今、本当に10代や10代未満というのが感染者では一番多いのです。これは、当然学校にも波及してくるわけで、クラスターにならなくても、一人感染したら周りの子供や他人にも感染するのです。学校を維持する上でそういうときに機敏に使えて積極的に使えるものにしないといけないと思います。発想の転換を図らなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

○菊池保健体育課総括課長 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更ということで、令和4年7月15日に文部科学省から事務連絡がございました。検査の活用につきましては、学校について一律、広域、頻回の検査を行うことを求めるものではなく、感染リスクが一定程度高まる場合に検査を行うことが重要としております。学校等の部活動で感染者が発生しているなどの感染リスクが高まっている場合、感染者が複数確認された場合の関係する教職員、児童生徒等に対する検査の実施、学校等の判断で部活動の大会前や修学旅行前等において、何らかの症状がある場合等、検査を行うとされているものでございます。このような通知内容を受けて、改めて学校において学校長の判断によりまして、効果的な検査実施ができるよう努めてまいりたいと思います。

○千葉絢子委員長 おおむね正午になりますが、斉藤信委員の質疑終了後に休憩したいと存じます。

○斉藤信委員 改めて正確に聞きますけれども、これまでの県立学校における抗原検査キットの配付、使用状況、医療機関への提供、残数示してください。

○菊池保健体育課総括課長 県立学校における抗原検査キットの使用状況についてでございますが、配付数につきましては4,530、使用数につきましては2,805、医療機関への提供につきましては1,695、残数は30となっております。

○斉藤信委員 それで、今回の予算は県立学校の児童生徒及び教職員1人1回として積算して、2万8,000回分なのです。何か学校長から要請があったら予算を配分するということですか。私は、毎回必要なものは先に学校に配分しておかないと、必要なときに使えないと思うのです。例えば保育所などではどのようになっているのかという、子供1人の陽性が確認されたら、職員が全員、抗原検査キットをするのです。そして、安全を確認して保育園の事業を継続するのです。

だから、感染が拡大しているときには、クラスターが出ているという話なのです。そうではなくて、1人でも2人でも陽性が出たら、クラスターにさせないということが大事です。そういう形で抗原検査キットを活用し、学校教育を維持していくことが必要なのだと思います。これが当たり前の抗原検査キットの活用方法だと思うのです。感染拡大の状況

の中で使うというのは、もう全然意味をなさない。感染拡大をさせない、学校を維持すると、そういう立場で機敏に対応できるような体制を学校が取る。事前に配備されていなければ、私はできないと思います。

大会前や修学旅行前に活用できるのは、これはこれで計画的にやってもいいけれども、これから第8波やインフルエンザとの同時感染が出てくるということを専門家が指摘しているような中で、第7波の教訓を生かして、私は生徒と教員の健康を守る、教育を維持、継続するという立場で抗原検査キットの積極的な活用が必要だと思うのですが、佐藤教育長、いかがですか。

○佐藤教育長 まさに斉藤信委員御指摘の部分は、今、これだけ科学的知見も進んできて、抗原検査キットの内容もよくなってきています。実際にことしの4月にも、盛岡市内のある高校で職員室内で濃厚接触者が多数ということで、入学式を急遽変更したということがありました。その際、私どもの持っている抗原検査キット、あるいは他校にある抗原検査キットを学校現場に運んで、そこで早期に学校運営が再開できるように、2日連続で検査して、迅速な対応をしました。そのようなことを踏まえたと、今回の予算につきましても一定数は学校にないと、迅速な対応はできませんので、その辺の使用方法や備え、そして場合によっては融通する仕組みということについて積極的に対応していきたいと思いません。

○千葉絢子委員長 この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○千葉絢子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、執行部から発言を求められていますので、これを許します。

○古川予算財務課長 午前中に斉藤信委員から御質問がございました光熱水費の決算額との比較についてでございます。令和3年度の光熱水費の決算額につきましては、約10億円となっております。令和4年度の当初予算が10億3,400万円ほどということになっておりますし、今回の補正予算で1億8,200万円ほどの補正を考えておりますので、昨年度と比べますと2億1,900万円ほどの増となっております、約2割増額ということになります。大変失礼いたしました。

○千葉絢子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 34 号財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○西野教育企画室長兼教育企画推進監 議案第 34 号財産の取得に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その 2）の 102 ページをお開き願います。この議案でございますが、財産の取得に関しまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

この後の説明につきましては、お手元に配付しております資料で説明をさせていただきたいと思っております。資料をお手元に御準備お願いいたします。まず、2 の取得する目的でございますが、県立学校における教員の学習指導の用に供するためでございます。3、取得しようとする財産は、県立学校に整備するタブレット型パーソナルコンピューター 2,769 台、取得予定価格は 1 億 8,942 万 4,521 円であります。

4、契約方法等につきましては、一般競争入札により、納入期限を令和 5 年 3 月 15 日とし、株式会社リードコナンから取得しようとするものです。

取得の方法といたしましては買い入れであります。

取得する理由につきましては、学校の ICT を活用した授業環境を高度化し、個別最適な学びを実現するとともに、新型コロナウイルス感染症等に対応した授業により学びの保障を図るため、県立学校教員の学習指導用端末を整備しようとするものであります。

なお、2 ページには取得する財産の仕様、3 ページには入札結果説明書、4 ページには入札経緯書を添付しておりますが、詳細な説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○千葉絢子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○斉藤信委員 この 2,769 台というのは、全ての教員分ということでよろしいですか。

○西野教育企画室長兼教育企画推進監 今回、県立高校、特別支援学校の中学部、高等部で授業を担当する教職員数分ということで、指導教諭や教諭、講師の分もということで全員に配付することを考えております。

○斉藤信委員 一応、講師を含めて全ての教員に配付するということですね。

○西野教育企画室長兼教育企画推進監 はい。

○斉藤信委員 実は今回、高校生には、全部タブレットが配備されませんでした。7割でした。生徒は7割で、何で教員は100%なのでしょう。

○西野教育企画室長兼教育企画推進監 県立学校の生徒のパソコンの整備に当たりましては、生徒の所持状況なども調査いたしました。令和 3 年 1 月に生徒御自身で持っているパソコンの状況を確認した結果、全生徒数の 3 割が端末を所持しているということです。高

校生になりますと、使い慣れた端末を学校でも使用でき、また、卒業後に進学、就職した後もそのまま端末を使用できるということのよさがあるだろうということに鑑みまして、生徒に関しましては7割の整備としたところです。

○**斉藤信委員** 教員だってそうなのではないですか。パソコンを持っていない教員はいないのではないですか。

○**西野教育企画室長兼教育企画推進監** 現実問題、今までも自分で準備をしてというところではあったかと思えます。教員も持っていたと思えます。

○**斉藤信委員** 私は前に、これを問題にしたのだけれども、生徒には7割なのです。だから、ことし入学する高校生は、家庭で準備しなくてはならない。私のところにも相談がありました。こういう規格のものを購入してくださいと学校から説明があったそうです。おかしいではないですか。高校生は7割で、教員は100%というのは、その言い分が成り立たないのではないですか。パソコンを持っているのだったら、教員は全員持っているでしょう。持っていない教員はいないと思えます。そういう論理は成り立たないのではないですか。私は、高校生も小中学生もそうなのだけれども、100%きちんと配備するというのは当たり前なことだと思うけれども違いますか。

○**西野教育企画室長兼教育企画推進監** 子供たちに関しましては、まさにそういう状況で7割にしたわけですが、今後、パソコンというものは、鉛筆、ノートと同じような状況になるだろうと文部科学大臣もおっしゃってしまっていて、経済的な格差にかかわらず、そこは誰もが学びに使えるように支援していく体制を整備していくものであると思っております。

経済的に厳しい方につきましては、しかるべき措置、対応を県としても準備していかなければならないと思っておりますし、現在も、御家庭に対し、ぜひとも買ってくださいというような対応はしていない状況です。今後におきましても、自前で準備できないという方につきましては、きちんと県、または行政のほうで対応すべきものだと思っておりますし、また教員につきましては、現在、教育情報ネットワークの関係でセキュリティーの問題等もございます。今まで教員の方には教材を作るためのパソコンを自己負担で用意していただいておりますので、そこはきちんと教育の質を確保、またG I G Aスクール構想を推進していくためにも、県として100%準備したところでございます。

○**斉藤信委員** 高校生だけ7割という論理は破綻したと思えます。そしてみんなに買えとは言っていないと、それは7割確保していますとなっているのです。でも、入学する生徒のうち誰が3割に入るかわからないのです。だから、買って入らなくてはならないという相談が私のところにあったのです。皆さんが配っているチラシを見たら、誰もがそう思うのです。高校生のタブレットというのは、家庭に持ち帰って活用できるようになっているのですか。また、全ての高校生が家庭でもWi-Fi環境にあるということをきちんと把握されているのですか。

○**西野教育企画室長兼教育企画推進監** 県立学校の1人1台端末の利用状況につきましては、ことしの5月にも家庭への持ち帰り状況を調査したのですが、持ち帰りを実施した学

校は大体4割となっております。それ以外の学校につきましては、持ち帰りをルール化し、定期的に持ち帰らせているという状況にはなっていないところです。

そして、御家庭のWi-Fi環境や通信状況につきましては、市町村教育委員会などからもよく御意見をいただくのですが、やはり本県においては全員が全員持っているわけではないということは聞いているところでございます。家庭の通信状況や学校の持ち帰りルールなどを整備していくことが、今年度、必要であると感じているところでございます。

○斉藤信委員 私は高校生の7割にこだわるのだけれども、いずれ自分のパソコンだったら、当然、持ち帰って活用できるわけでしょうけれども、貸与のものについては4割しか持ち帰っていないということです。そこで格差が出るわけです。家庭のWi-Fi環境があるかないかで、また格差が出るということです。新しいことをやるときに、新しい格差をつくっていいのかと思うのです。そのことを真剣に考えないと、ここの取得する理由の中に個別最適な学びを実現するとありますけれども、パソコンやAIは、その生徒のいわゆる学力を判定しながら誘導するという仕組みなのです。これは、決していいものではないのです。これを認めたら、学校の教員はいらなくなります。もうAIに任せれば個別最適な学びができるという経済産業省が推進しているのがそれなのです。それが本当の教育かということが今問われている。

既にこのタブレットの導入で、やはり格差がつくられているのではないかと思います。そういう格差をつくってはならない。高校生の3割というのは、本来優先して措置されるべきものではなかったのかと私は思うのです。

教員に整備するという事に反対はしません。しかし、優先順位があるのではないかと思います。やはり7割だけしか高校生は整備しなかったということは、新たな教育格差、それを拡大することになるので、そのことは指摘しておきたいと思います。この議案に反対はしますが、優先順位があったのではないかとすることは指摘しておきます。

○岩淵誠委員 入札結果説明書を見ると、OSがWindows10になっているのですが、これはサポート期間はWindows10ですから、11ではないのですね。Windows10にしたのは何か理由があるのですか。

○西野教育企画室長兼教育企画推進監 予算なども考えまして、サポート的には問題ございませんので、Windows10にしました。最新のものですと、価格というところもございまして、実質的なサポートでも違いがないということを確認しておりますので、Windows10にしたところでございます。

○岩淵誠委員 わかりました。これは貸与ですか。購入して職員には貸与するということですか。これは、大体、耐用年数は何年になりますか。

○西野教育企画室長兼教育企画推進監 県としては買い取りします。そして、職員に配付するという、我々県職員と同じように貸与という形になります。そして、耐用年数としては4年となっております。

○岩淵誠委員 細かいことを聞きますが、これは学校に貸与して教員に配るのか、教員そ

のものに配るのか。要は、人事異動がありますから、学校単位での管理ということでのいいのですか。

○**西野教育企画室長兼教育企画推進監** 基本的には教員にということで、教員が異動してもそれを持ち歩くということです。

○**岩淵誠委員** 持ち歩くということですか。

○**西野教育企画室長兼教育企画推進監** 大変失礼しました。講師の入れかえもありますので、学校へ配布し管理するという形にしたいと思っています。

○**岩淵誠委員** 要は県教育委員会として共通のものがあつたほかに、学校単位で何かやるものがある余地を残しておくなどしないと。よくGIGAスクール構想で生徒にも教員にもパソコンを配付するけれども、高度化するという言葉があり、何をどのようにしてどこを高度化し、どういう効果が得られるかというのは、何となくわかっていても、それを具体的に学校の教員にタブレットを配付することによって、どういう授業が展開をされて、労務管理上、どのように教員の負担が軽減されるのかなど少し具体的に示していただきたい。例えば、こういうことをするとこのようになりますという試算があるのであれば示していただきたいと思います。

○**西野教育企画室長兼教育企画推進監** 今回、準備したいと考えているのは指導用端末として、教員の方々が教材をつくって、それを教室に持ち運んでというもの、そして生徒に教えるときに使うためであります。具体的なイメージとしましては、例えば、事前に作成しておいた板書事項のようなものをタブレットに入れて、教室に行ったときにそのまま大型提示装置に投影し、板書の時間にかえて、生徒の机を巡回するような時間を確保し、個別指導ができることや、あとは生徒がそれぞれのタブレットで計算や課題に対して解答したものを教員のタブレットに全員の解答を入れて、それを大型提示装置に一人の例をとじて投影し、今までリアルタイムでできなかったような指導ができるかと思っております。

また、労務管理上のお話も出ましたので申し添えますと、校務系システムもごございます。校務系システムは、まさに生徒情報や成績のようなものがありまして、それは来年度以降になります。校務支援システムとして全県同一のものを入れていきたいと考えておりますので、そこは異動して別な学校に行っても同じシステムを使うという環境を整備し、教員の負担を軽減することを考えております。今回、購入するものとは違う話になりますが、今後、そのようなことを考えております。

○**岩淵誠委員** 学校現場に求められるのは、授業の質をどうするかということと労務管理であります。いわゆる教員の過重労働をどうするかという部分の二つポイントがあると思います。先進事例を見ていくと、校務に関するところの電子化というのは、かなり労働時間の削減に寄与しているというケースが各地で報告されております。個別のタブレットもそうでしょうし、職員室でのいわゆるAI化というか、電子黒板的なものについては、かなり効果があると各地で報告されていますから、トータルでそれは考えていただきたいと思います。これは納入時期が3月15日ですから、事実上、新年度からのスタートという

ことで時間もあるわけですし、新年度の予算をどうしていくか、どこまで整備ができるのかというものの総合的なバランスがあると思いますので、それはぜひやっていただきたいと思います。

もう一方の授業の質でいうと、残念ながら今の段階ではなかなか導入効果が、いわゆるツールで余裕を生み出すというところであって、授業そのものの構造的な革新までにはっていないと思います。総合教育センターなどではいろいろ御努力して研究されているようですけれども、次世代の教育をどうするかという観点で言うと、ツールによって生み出すというところには、やはり質の転換がどこまでいくかというところ、これに合わせてどれだけ前倒しできるかというところが大きなポイントであると思っておりますが、このあたりの認識と取り組みはどのようなのですか。

○西野教育企画室長兼教育企画推進監 まさに1人1台パソコンが入りまして、これから試行錯誤から日常化というようなフェーズとなり、日常使いということが求められている段階になっていると思います。それに関しては、先ほどの環境整備とあわせて、教員の方々が自信を持って授業で活用する体制や、どういう事例だったら効果があるのかという事例を集約し、見きわめる段階だと思っております。今は、教員の方々が試行錯誤しながら、個人の勉強やスキルでもって研究をして、こういう形だといい、これは難しいということが各現場で行われているようです。

岩淵誠委員御指摘のとおり、今後は、効果的な実践例や質的なところにかかわるようなものを事例収集して、それを横展開するという段階だと思っております。県としましても岩手大学などとの共同研究もこの3年間行ってきておりますので、次の段階ではその成果をまとめ、県内の学校に普及することを考えていかなければならないと思っております。

○岩淵誠委員 私も中学校に入ったときに、胸躍らせて英語の授業に行ったのですが、当時の教員というのは立派な方が多くて、社会も教えれば国語も教え、技術家庭科も教えるという、そういう立派な方でしたけれども、第一声の英語の発音を聞いて、これはいかぬという思いになりました。そういう意味で言うと、こういう新しいツールが入ったときに、やはり教員の得手、不得手があると思っておりますが、学ぶほうからするとそんな事情は関係ないわけでありまして。ある程度、均一化していただきたいというところでありまして。先ほど言ったように、単純にツールの使い勝手というより、やはり質的なものにつないでいただきたいというのが一つです。

あともう一つは、今、課題になっていますけれども、小規模校を地域の中でどのようにしていくかというのは非常に御努力されてきて、1クラスでも維持されるようなところで頑張らせていただいておりますが、教員の配置やいろいろな財政的な問題から、厳しさを指摘されてきた中で、こうしたツールを使うことによって、これをうまく使えば小規模校でもかなりの勉強ができるということになります。そういう意味で言うと、岩手県の教育の中でG I G Aスクール構想というものについて先進的に何かやっていかないと、本当に今まで岩手県が培ってきた教育の体制というものが崩れてしまうのではないかという思いも持

っていますから、ただ単に機器の配備で終わることのないようお願いをしたいと思います
が、所感があれば伺っておきます。

○**度會学校教育企画監** 今、岩淵誠委員から英語と小規模校のお話がありました。ICT
を使うことによって、時間的、空間的制約を超えることができるというところが一つメリ
ットとして挙げられます。高等学校くらいのレベルで言えば、例えばですけれども、オン
ライン会話をつなぐということもできます。本県でも遠隔教育に今、取り組んでおります
ので、小規模校の学びにおいて利する面はあるかと思っております。

義務教育段階の話にはなりますけれども、今年度、文部科学省の事業を活用して、県内
全ての公立小中学校等の英語等の一部の教科にデジタル教科書を導入して、普及促進を図
っているところであります。徐々に活用が広がっていると認識しております。ICTを
入れたからといって、使うこと自体が目的となつてはいけませんので、発達の段階や教科
の特性に応じて、どの学習場面においてどのような方法で活用することが効果的であるか
については、やはり学校現場と併走しながらですけれども、実践を通して継続的に実績を
積み重ねていく必要があると考えております。

高校もそうですけれども、小中学校についても、なかなかICTの活用が進まないとい
う声も聞いております。デジタル教科書が入ることによって、端末の活用が進むかと思っ
ておりますので、県教育委員会といたしましても、7月に全市町村の指導主事を対象とし
た研修会、デジタル教科書の研修会をやらせていただいて、国の動向に関する説明を行っ
たり、実際に操作したりする機会を設けたところでございます。この英語のデジタル教科
書に関しては、令和6年度から入れていくので、そういう国の動向や取り組みを注視しな
がら、よりICTの活用進むように、健康面の問題もありますけれども、その辺を留意し
ながら進めてまいりたいと思っております。

○**佐々木宣和委員** 岩淵誠委員とほとんど同じようなことを思ったのですけれども、G I
G Aスクール構想については、今、端末をどのように使うのかというフェーズになってい
るかと思えます。教員がどのような授業をやるかを考えるので、先に教員に配ったほうが
よかったのではないかと思うのですけれども、配付の順序についてはどういう考え方だっ
たのでしょうか。教員がこのタブレットを使ってどういう授業をするかということだと思
いますので、先に触れるほうがいいのかと思ったのですけれども、今、教員全員に配ると
いうことになった経緯があれば教えてください。

○**西野教育企画室長兼教育企画推進監** 佐々木宣和委員のおっしゃったような議論もあつ
て、ほかの県などでもどちらを先にとすることはあつたと聞いております。本県の場合は、
教室に1台は指導用のパソコンがあつたということを前提に、まずは生徒のほうを先に配
備いたしました。ただ、それらのパソコンを使わずに、実態として教員御自身で準備した
端末というものもあつたと思いますが、教室にまずは1台指導用があつたため、後にしたと
いう経緯がございます。

○**佐藤教育長** 若干補足をさせていただきたいと思えます。まず、児童生徒用のタブレッ

トの導入について、これは文部科学省のG I G Aスクール構想があり、コロナ禍ということもございましたので、前倒しで整備してきたというところがございます。

それから、県立高校の教員用のパソコンにつきましては、もともと校務支援システムのパソコンはあったのですが、指導用のパソコンについて、これまでは業務用のパソコンなのですが、恐らく個人の負担で賄われていたというところが現実としてあったところがございます。今、I C T機器を各学校のほうに全て入れまして、またWi-Fi も全県導入できたということになります。そして、これから子供たちへの指導、生徒への指導において、教員みずからが活用していく際に、これは業務用のパソコンを個人が負担するということはあってはならないというような危惧もございまして、全県にI C T機器が整備されたのを機に、指導者用の端末についても個人負担ではなく公費でもってしっかり整備していこうと考えたものでございます。今回、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しておりますけれども、財源のめどもついたところであります。あくまで新型コロナウイルス感染症対策と、それからI C T機器を活用した高度化、そして岩渕誠委員からもありましたように、授業の質もこれを機に変えていくということ、ある意味では教員の負担軽減にも効果が期待できるという面もあって、今回整備することとしたところがございます。

○佐々木宣和委員 ありがとうございます。やはり使えるものをしっかり使ったほうがいいのはそのとおりなのですが、おっしゃったとおり、整備したものが使われるかどうかというのは大変気になるところですし、今回、教員用のタブレットについても、生徒が使用するものに準じるものか、同じような内容のものかと思っておりますので、それを使いながら、より精度が高い、質の高い授業を行っていく流れになればと思っております。

もう一つは、先ほど、校務支援システムについて、もともとあるというような話もありましたけれども、岩手県では、県立高校が非常に多い中で、それぞれの高校がよりつながるようなきっかけになればと思っております。タブレットの配置と校務支援システムはまた別であるという話もされていたのですが、その辺が期待できるかどうかと思っております。いい事例があったらすぐ展開できるということもあるのかと思っております。

校務支援システムに関する取り組みについて、これからこのようなことを考えて進めていくというところを伺いたいと思っております。

○西野教育企画室長兼教育企画推進監 校務支援システムについてですが、現在、県立学校には既に導入済みでございます。ただ、その教員用のパソコンは職員室に設置しているという状況です。そして、今回、小中学校もあわせて全県に同じシステムを入れるということを検討しております。特に、義務教育の教員の方々は、市町村をまたいで異動するたびに、それぞれのシステムが異なり、導入されているところもあれば、導入されていないところもあり、データ連動などもございますので、県、市町村が同じシステムを入れようということを考えております。

今年度に関しましては仕様を調整して、大体、仕様が確定いたします。来年度は、入札や事業者などが決まりまして、それぞれの自治体で、現在、持っているシステムの切りかわりの段階で、統一システムに切りかえていくということを考えております。

○**岩城元委員** 説明資料で少し確認したい部分がありましたので教えてください。

4番の契約方法ですが、予算額3億円、予定価格2億5,000万円余、そして取得予定価格1億8,900万円余、これは単純に計算すると、1億1,000万円執行残ということになるのでしょうか。

○**西野教育企画室長兼教育企画推進監** 御案内のとおり、執行残としてそのくらい残っております。せっかくいただいた予算でございますので、機材の配備、またソフトということなども念頭に調整したいと考えておまして、今、調整しているところでございます。

○**岩城元委員** ありがとうございます。先ほどの斉藤信委員のお話ではないですが、生徒については3割分というのもどうなのかと少し思いましたので、1,400台ほど調達できそうですので、そういった部分も含めて御検討をよろしくお願いします。

○**千葉絢子委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**千葉絢子委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**千葉絢子委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**千葉絢子委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって教育委員会関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○**小西和子委員** 最初に部活動についてです。来年度から休日の部活動が地域へと段階的に移行する中、休日の部活動を希望しない教員は従事しなくてもよいと有識者会議で提言されております。まず一つ目、学校長への説明は十分されているのか伺います。

まとめて聞きます。施設環境の整備不良や地域の指導者不足から、やらざるを得ない状況が生じて、部活動をやりなさいという管理職や同僚からのパワハラにより、退職する教員や教員志望者が減っていくということが加速するようなことのないよう対策するべきと思いますが、そのことについて伺います。

3点目、兼職兼業を希望する教員への労働時間の管理等について、市町村教育委員会への周知徹底の状況を伺います。

○**菊池保健体育課総括課長** 学校長への説明についてであります。休日の部活動の地域

移行については、スポーツ庁及び文化庁と有識者会議による検討会議の提言が発せられたところであり、県教育委員会としては、各庁からの提言にかかわる事務連絡を市町村教育委員会に対して周知しているところでございます。

また、具体的な進め方等については、現時点では国から示されていないところでありますが、市町村教育委員会の依頼を受けて担当職員を派遣し、現時点において把握している国からの情報をもとに説明を行っているところでございます。今後、市町村教育委員会等を対象に、国が検討した施策の説明などを行う予定でございます。

部活動の地域移行により、休日の部活動指導を望まない教員が部活動指導に従事しないことについて、市町村教育委員会を通じて学校長に対し、周知してまいります。

○熊谷小中学校人事課長 二つ目に対しての御回答であります。

部活動顧問の割り当て等に係る教員への配慮についてであります。中学校における部活動顧問の任命についてであります。校務分掌の一つとして校長が割り当てているものでありまして、その際には個々の教員の競技経験や部活動顧問の担当歴等を考慮して、各教員と面談等を行いながら決定しております。各校においては、県や市町村の部活動のあり方に関する方針等を参考に、部活動方針というものを策定しておりまして、その活動時間においても教員や生徒に過重な負担とならないように留意しながら推進しているものであります。また、当該教員が指導等に苦慮する際には、地域の外部指導者等を依頼する等、配慮しているところであります。今後とも職員の負担を考慮するとともに、部活動顧問の割り当て等をめぐってパワーハラスメントなどの不適切な対応がないよう校長会議、教育事務所長会議等において注意喚起に努めてまいりたいと考えております。

三つ目の兼職兼業の許可に係る市町村教育委員会への周知についてであります。県教育委員会におきましては、昨年3月に国が発出した部活動の地域移行を踏まえた兼職兼業の取り扱いに関する通知を市町村教育委員会へ周知したところであります。通知におきましては、兼職兼業の許可に当たっては、学校運営や当該教員の校務に支障がないことを確認するほか、当該教員の学校における労働時間と地域部活動における従事時間を通算した時間が心身の健康確保の観点から長時間に及ばないことを十分に確認して判断をするように明記されているところであります。実際に兼職兼業の許可をしている市町村教育委員会からは、通知に基づいて当該教員に係る学校の勤務時間と地域部活動における従事時間を通算するなどして、長時間に及ぶことがないことを確認した上で許可しているところ、また許可後においても定期的に実労働時間を把握しているということを確認しております。

来年度以降、休日の部活動が段階的に地域移行していくことを踏まえまして、改めて国からの通知を受けて、市町村教育委員会への関係通知を発出するとともに、教育事務所長会議の場などを通じて周知を進めていきたいと考えているところであります。

○小西和子委員 働き方改革のための休日の部活動の地域移行ということでございますので、よろしく申し上げます。

二つ目、人員確保についてです。一般質問でも申し上げましたけれども、昨年度の小中

学校の産育休者は90人です。産休の代替、かわりの教員が開始日に間に合わなかった件数は38件、42%にも及びます。これでは教員採用試験への応募者が少なくなるのは当たり前ですし、安心して出産から育児ができないのではないかと思います。

一つ目、安心して子育てできる環境づくりに早急に取り組むべきではありますが、いかがでしょうか。

二つ目、一般質問の教育長答弁の中で、産育休代替の確保について、年度当初から配置するなど、代替確保に取り組むという文部科学大臣の話がありました。例えばですけれども、予算措置について、来年度から休日の部活動を希望しない教員は従事しなくてもよいということを受けて、教員特殊業務手当を産休、育休の早期代替措置に充てることも考えていけるのではないかと思います。ここは佐藤教育長に伺います。

それから3点目ですけれども、初任者が研修に出たときに指導する教員の後補充が配置されていないということが聞こえてきて驚きました。この件数を伺います。

○佐藤教育長 私の方から、2点目の御質問について御答弁させていただきたいと思えます。

小西和子委員が一般質問でも取り上げまして、私の方からも産休、育休の代替者の確保について御答弁申し上げました。今、予算面についてもいろいろと提案もございましたけれども、予算面も含めましてさまざまな工夫を行って、あらかじめ前年度末に産前休暇取得者を把握できる場合につきましては、代替教員をできるだけ年度当初から任用するよう取り組んでまいりたいと考えております。

○熊谷小中学校人事課長 1点目につきまして御回答させていただきます。

安心して子育てができる環境づくりということではありますが、まずは当該教員が支障なく休暇を取得できること、また、当該教員の所属する職場においても代替教員が入って、当該校の業務に支障が出ないこと、つまり休暇を取得する教員とともに、当該校にとっての安定した業務推進を行う人的配置が必要と考えております。

産休取得者に係る代替教員の配置につきましては、昨年度の状況について、先ほどお話がありました。開始日に未配置であった事例も一定数あったところであります。当該教員が安心して休暇を取得できる環境づくりのために、これまで以上に学校、市町村教育委員会、各教育事務所が連携して、常勤講師のなり手不足解消に向けた情報収集、情報共有をしながら、引き続き休暇開始日前からの代替者の配置を目指して、人材確保等に努めてまいりたいと考えております。

3点目についてです。初任者研修の後補充の未配置の件数であります。初任者研修の後補充につきましては、今年度98件の配置が必要な状況でありますけれども、未配置が21件という状況であります。初任者研修におきましては、初任者が安心して研修を受けられる環境づくりが重要であることから、年間15日間の校外研修に参加する初任者及び所属校にとって初任者研修が負担とならないように、退職された方々への声かけも含めて、後補充のための会計年度任用職員の確保に努めてまいりたいと考えております。

○小西和子委員 まずは、産育休の代替教員のことについて、年度当初から配置するという力強い言葉をいただきましたので、本当によろしくお願ひします。何が問題かという、子供たちです。子供たちがあの先生のおなかが大きくなって休むけれど、あしたから誰が来るのだろう、どの先生が来るのだろうと思っているのです。でも、校内で入れかわり立ちかわり別な先生が来たりすることもあるわけです。子供たちのためにも、しっかりと配置してほしいと思います。

後補充についても同じです。子供たちに影響するのです。よろしくお願ひします。

次に、子どもの権利条約に関する講座開設についてです。教職員の暴言や体罰等は、決してあってはならないことです。そのような事案が発生すると、県教育委員会ではチェックシート等で教職員に対してコンプライアンスの周知徹底を図ろうとしています。しかし、場当たりの対処だけでは、子供の権利についてしっかりと理解することは難しいのです。

そこで、提案ですけれども、総合教育センターの研修内容に子供を権利主体とする子どもの権利条約に関する講座を開設して、教職員が学ぶべきであると考えます。今、審議されております再発防止「岩手モデル」の一つに位置づけ、子供の立場に立つ岩手県の教職員の育成を県教育委員会として打ち出すべきであります。佐藤教育長にお伺ひいたします。

○佐藤教育長 私どもは、平成26年3月に策定しました岩手県人権教育基本指針、これに基づきまして人権教育の推進を重点として位置づけております。各学校が子どもの権利条約の視点を一層重視し、子供の心情に寄り添いながら学校教育を推進していくよう、人権教育の一層の充実に努めていくこととしております。

また、今作業を進めております、再発防止「岩手モデル」の策定に当たりまして、これも一般質問の際にも策定委員会での協議の具体的な内容もあわせて御答弁させていただきました。今後、さらに議論を深めまして、具体的かつ実効性のある対策を構築していく中で、子供の権利という視点も取り込みながら検討を加えて、策定に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○小西和子委員 ありがとうございます。これは、大変重要な中身ですので、ぜひ実現していただきたい。県内には、子どもの権利条約について大変詳しい弁護士の方もいらっしゃいます。多くを学んでいけたらいいと思います。

次に、総務部の議案になっていた条例についてですけれども、1点目、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案の概要についてですが、現場の職員というのは、現在の再任用職員についても、賃金や勤務時間の選択など人事異動等に関して、どのようになっているか理解しかねていると聞いております。定年引き上げが導入されると、さらに複雑になるのは明白であります。そこでです。全ての職員に定年引き上げの情報を提供し、理解を求めることが重要と考えます。

続けます。職員の高齢者部分休業に関する条例案の概要についてというのが出されましたけれども、この制度自体は必要であり、条例案には賛成であります。しかし、休業した人員の代替が配置されないとのこと。現在の再任用、短時間勤務者及び定年前の再任

用短時間勤務者は、知事部局は定数外であるにもかかわらず、教育現場は定数内です。高齢者の部分休業は、働き方改革が叫ばれている長時間労働の学校では人員不足となり、取得することは事実上不可能ではないでしょうか。制度はあっても、取得可能な職場環境になっていないと考えますが、いかがでしょうか。

最後、現在の再任用短時間勤務者及び定年引き上げ後の定年前再任用短時間勤務者を知事部局と同様に定数外とする考えはないのでしょうか、お伺いいたします。

○高橋教育次長兼学校教育室長 1点目の定年引き上げに関する職員への情報提供でございますけれども、改正条例案では59歳となる年に60歳以後の任用及び給与に関する措置の内容、その他必要な情報を提供するとともに、60歳以降の勤務の意思を確認するよう努めるということになっておりますけれども、定年引き上げ制度の導入は、あらゆる世代の職員にとって非常に大きな関心のある事柄だろうと考えております。将来における人生設計に関して、大きな影響を与えるものと認識しております。そのため、丁寧に制度に関する周知を図る必要があると認識しております。

こうしたことから、今後、県教育委員会といたしましても、機会を捉えて制度の概要の周知を図っていくほか、職員がみずから60歳以降における給与や手当を試算できるツールも提供するなどして、広く職員がこの制度への理解を深め、余裕を持って60歳以降における自身の働き方などを考えていくことができるよう努めてまいりたいと考えております。

それから、2点目でございます。高齢者部分休業についてでございますけれども、当該制度は高齢職員の多様な働き方のニーズに応えるための一つの選択肢と言えると考えております。一方で、実際の取得に当たっては、委員御指摘のとおり、学校現場の実情を踏まえた運用をきちんとやっていかないといけないというところもございます。県教育委員会といたしましては、引き続き教職員の負担軽減や働き方改革に取り組むとともに、円滑にこの部分休業を運用していけるよう制度設計に努めてまいりたいと考えております。

3点目、再任用短時間勤務職員等の取り扱いについてでございますけれども、国からの通知によりますと、現行の再任用短時間勤務職員及び定年引き上げに伴い、導入される定年前再任用短時間勤務職員については、定数条例の対象となる常勤職員とは区別して管理するとされております。これについては、県教育委員会についても知事部局と同様の取り扱いとなるわけでございますが、一方で教職員の場合は、いわゆる標準法上、再任用短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員についても定数として措置されているものでございます。いわゆる教員については、標準法で定められた定数が国費として国庫負担の対象になっているということでございます。したがって、標準法の算定定数に基づきつつ、常勤職員とは区別して定数管理をしなければならないものと考えております。

なお、定年引き上げに伴いまして、今後、定年前再任用短時間勤務を希望する者が一定数想定されることから、学校長に対して個々の教職員の状況を踏まえた校務分掌の決定など、適切なマネジメントを行うよう周知を図るとともに、国に対しては短時間勤務希望者の増加を見据えて、職員体制の一層の充実を図るよう措置を講ずることについて要望し

てまいりたいと考えております。

○**小西和子委員** 非常に厳しい働き方になると思います。岡山県は定数外にしました。

最後に佐藤教育長にお伺いいたします。このような条例が運用されることで、現在の働き方と比べ、学校現場の働き方はよくなると考えているのでしょうか。これを最後にお聞きして終わります。

○**佐藤教育長** 定数引き上げにつきましては、教職員の働き方に大変大きな影響を与えるものと捉えております。今回の条例検討の際にも、総務部からも協議等を受けておりまして、さまざま私どもの考え方もお伝えしながら、条例案を検討されてきているというところであります。

今どのような形で改善されるのかということも御質問がありましたけれども、私どもとしますと、制度開始後もさまざま学校現場での課題など出てくる可能性が十分ありますので、そうした場合には学校現場の意見を伺いながら、職員のモチベーション維持につながるように、また働き方改革に資するような運用ができるよう、私たちもしっかり制度の内容を見極めながら対応していきたいと考えております。

○**千葉伝委員** 私からは、新たな県立高校再編計画後期計画に関してお聞きしたいと思います。

9月末に私ども自由民主党岩手県支部連合会で33市町村を回ったのですが、その中で県北地域と沿岸地域を訪問した際、それぞれの市町村が抱えている課題の中で、人口減少から発するさまざまな課題がたくさんあると伺いました。高校関係について全部で五つくらいの町村から出ていましたので、これについてお聞きしたいと思います。県では高校再編計画後期計画を策定し、各市町村や高校にそれぞれ説明していただいたということは何度かお聞きしております。町村のほうからは何とか存続や学級数の維持等いろいろと要望が出ているわけでありまして。私の地域の県立沼宮内高等学校もそうですが、これまで県立高校の学級数維持ということで、県立沼宮内高等学校、県立一戸高等学校、現在の体制を維持してもらいたいという県立軽米高等学校や県立伊保内高等学校もあり、これらの地域については、これまでどのような説明をされてきているのかお聞きしたいと思います。

また、教育の充実という観点で、県立軽米高等学校、あるいは県立雫石高等学校からそれぞれ要望が出ていると思いますが、これに対してどのように説明し、取り組んでいるのかお伺いしたいと思います。

○**安齊特命参事兼高校改革課長** 私から学級数の維持の関係の御質問について御答弁させていただきます。

県立高校の学級数の維持等についてでございますけれども、県教育委員会では全県的な視点に立ちまして、生徒にとってよりよい教育環境の整備に向けて県立高校の再編計画、また県教育委員会規則に基づきまして統合や学級減等について検討し、学級数の調整も図っているところでございます。

具体の学級数調整の実施に際しては、地区内の中学校卒業予定者数の推移や各校の定員

充足率の状況、市町村における地方創生に向けた取り組みの推移等を見きわめるとともに、市町村や市町村教育委員会等を訪問の上、県教育委員会の考え方、そして当該高校の状況等を丁寧に説明し、御意見を伺いながら慎重な判断を行っているところでございます。

御質問のありました県立沼宮内高等学校と県立軽米高等学校についてでございますけれども、こちらには令和4年度入試における志願者の状況を、県立沼宮内高等学校については令和3年度も40人以下の状況であったというところもでございますので、岩手県立高等学校の管理運営に関する規則に該当したところでございまして、所在する市町村の教育委員会、学校も含めて訪問の上、状況の説明、意見交換等を行ったところでございます。

同じく、県立一戸高等学校につきましても40人以上の欠員が生じているところでございますけれども、現在、令和6年度の県立福岡工業高等学校との統合に向けた取り組みを進めているところでございまして、その説明の中で現在の学級数で統合する方針であることを説明しているところでございます。

県立伊保内高等学校につきましては、昨年度、令和3年度の入試において、入学者の状況によりまして20人未満となったところで、高校再編計画後期計画における1学級校の取り扱い基準に該当してきたというところがございまして、昨年度におきまして高校、教育委員会を訪問の上、入学者の確保について意見交換を行ったところでございます。今年度については26人の入学者を確保しているという状況でございます。

○中村高校教育課長 私から2点目の県立軽米高等学校と県立雫石高等学校に関する各自治体からの要望について御答弁させていただきます。

軽米町からは、本年の7月に進路実現を支える指導体制を維持できる教職員の配置について及びICT教育の一層の推進について、また雫石町からは同じく7月に魅力ある学校づくりの支援に向けた配慮について県教育委員会への要望があったと承知しております。

県立軽米高等学校の教職員の配置につきましては、国の標準法に基づく教職員の配置を基本としつつ、中高一貫教育の推進等のために加配するとともに、一部の教科では他校との兼務も行い、学校の特色、現状等を勘案した配置を行っているところでございます。

ICT教育につきましては、全県立高校にWi-Fi環境や大型提示装置の整備、生徒用1人1台端末の整備などを行ってきておりまして、今年度はWi-Fiアクセスポイントの追加整備等を行っているところでございます。また、今年度、設置いたしましたGIGAスクール運営支援センターによる支援等により、ICTを活用した指導力の向上を図っているところでございます。

魅力ある学校づくりにつきましては、小規模校を対象として令和2年度から実施してまいりました高校の魅力化促進事業を拡充させ、今年度から全県展開しているところでございまして、地域や関係機関と連携した探求的な学習や外部への情報発信等の各学校の取り組みを支援しているところでございます。

今後も引き続き学校の現状等を勘案した教職員の配置やICTの利活用の推進などを含めた魅力ある学校づくりについて支援してまいりたいと考えております。

○千葉伝委員 御答弁ありがとうございます。後段のほうの高校教育の充実等については、より一層これからの高校教育にぜひ必要なものだと思いますので、引き続きそれぞれの高校、あるいは町村に対してしっかりとした対応をしていただきたいと思います。

前段のほうの県立一戸高等学校も何とか学級数の減まではいかないということで、ありがたいという声も聞いております。ただ、県立沼宮内高等学校が1学級減ということで、地元からは何とか2学級を維持するようお願いしているということであります。岩手町は、県教育長のところに要望に行っているわけで、私も同行したところであります。また、斉藤信委員からも応援していただいております。

県立沼宮内高等学校の分について、何度か説明はしているけれども、最初の言葉がどこに行ったのかと思うわけです。要するに統合対象外の高校については、計画的な統合や学級数減を行わず、1学級校も可能な限り維持するという進めているということなわけです。それは、確かに定員割れや人口減等々の問題があるわけですが、この表現のところがどのようになったのかと思うわけです。斉藤信委員からもそのような質疑もされておりますが、改めて、私も佐藤教育長からここについてどのように考えているかお伺いしたいと思います。

○佐藤教育長 ただいまの千葉伝委員の御質問について、きのうも斉藤信委員から関連質問という形でありまして、答弁させていただいております。現時点におきまして、基本的に今月の岩手県教育委員会議定例会に付議することになっておりまして、きのうも答弁しましたように、これまでの議論をしっかり伝えまして、その上で改めてお諮りする形を取ります。基本的には、私どもも1学級校の維持ということは、全県的なところから考えております。その中で可能な限り1学年2学級についても残したいという思いは持ってきておりますけれども、ただ状況によってはやむを得ないこともあるということを明記しております。その上で、先ほど、安齊特命参事からも答弁申し上げましたように、もう早い時期からそれぞれ地元市町村、それから学校に訪問しまして、今後の対応等についてもしっかり取り組まないと、なかなか生徒の確保に向けても困難になりますので、早く対策をとということで、私どもは丁寧に説明をしてきたつもりでございます。

そして、生徒数に応じた学級編制のあり方につきましても、私どもはさまざまな教員の配置について配慮しながら取り組んできておりまして、その場合も全県的な視点でもって教員の配置を考えていかなければならないと考えております。そうしなければ、それぞれの学校についても、それぞれの指導体制が組めないというところもございます。

そういった視点等も含めまして、きのうも答弁申し上げましたところでありますけれども、生徒を中心に主体的に考えていく際には、1学級になったとしても、生徒のための学びの環境をしっかりと確保するという、それから県立沼宮内高等学校については県外からの受け入れとして3名入ってきておりまして、そういった取り組みがあります。今年度初めて3名入ってきたわけです。それら取り組みも徐々に成果が出始めているということも考慮しまして、本来であれば1学級の1割相当の4人とすべきところを、2学級ベース

での8人を何とか維持して、配慮したいということで、現時点ではそのような案でもって考えているところでございます。

○千葉伝委員 ありがとうございます。佐藤教育長の斉藤信委員に対する答弁と同じということで、何で私もあえてここでまた言っているかということでありますが、やはり地域が今、高校を何とかしなければ、それも学級減ではなくて学級数を維持してもらいたいということで取り組んでいる真っ最中なわけです。秋田県や県外まで出かけて生徒の確保、それから県内からの生徒の確保にも頑張っているわけでありまして。そのやり方については、町でもかなりの支援をして進めているということで、緒に就いたという表現もありましたけれども、今まさに取り組んでいるところなわけです。後で話が出るかわかりませんが、公営塾も含めて、地域で何とか頑張っているということでありまして。もう一つ問題なのは、統合の話です。盛岡一極集中をなくすという話から、県立盛岡南高等学校と県立不来方高等学校が統合するという話です。そうすると、約200人くらい生徒数が減少することになります。その人たちがどこに行くかということで、一極集中をなくすために統合するということになれば、地域の高校はどうなるのかという話でありまして。こちらのほうにどんどん来てもらえばいいのだけれども、もう最初から学級数を減らしてやるということは、どうも言っていることとやっていることが私は違うのではないかという思いもしておりますので、そこのところはどのように考えているのか、もう一度伺います。

○安齊特命参事兼高校改革課長 盛岡ブロックの統合についてでございますけれども、盛岡ブロックの再編計画を策定した際に、その当時の推定で、盛岡ブロック内の卒業生数が令和2年度に比較しまして令和3年度190人ほど減少するという見込みがございまして、さらにその先も盛岡ブロックは大幅な減少が見込まれるということであり、それに合わせた高校のあり方への対応が必要であるといった現状がございました。それに合わせて、生徒の多様な進路の希望をかなえるために、盛岡市内の高校への生徒の集中の緩和、また学校配置のバランスなどを考慮しまして、このたびの統合を計画したものでございます。

一方、県立沼宮内高等学校の状況でございますけれども、平成27年度から40人規模になっておりまして、平成28年度には40人を切ったということでございます。そういった中で、当時から岩手町とはこの状況につきまして、町教育委員会等と情報共有をさせていただいていたところでございますが、その後、岩手町からさまざまな通学支援や給食費の支援、また学習活動への支援等々をいただいている、そういった経過があった中で、さらに県でも高校無償化の取り組みをしたところでございますが、そういった取り組みも行った上で、昨年度、さらに入学者が減少し、ことしは25人になったということであります。長期的な状況を踏まえ、さらに今後の岩手町の中学校卒業生の状況を見極めた上で、このような判断をさせていただいたということでございます。

○千葉伝委員 まだ私自身も、地元、あるいは斉藤信委員も納得できるような説明にはなっていないところであります。何度も要望し、町を挙げて学級数の維持、これに向けて取り組んでいるということです。1,500万円も町が出して、先ほど言った公営塾や交通費への

対応をしているということで、佐藤教育長からも8人ということのお話もありました。それはそれとして、これから生徒の確保を頑張っていくという状況なわけなのであります。その結果が見えないうちに減らしてしまうということですが、もう少し地域のことを考えていただいて、一年か二年、様子を見るなどといった対応も考えていただきたいと思うのですが、それは全くできないという話ですか。

○佐藤教育長 岩手町のさまざまな御支援につきましては、本当に感謝申し上げたいと思います。

ただ、一方では岩手町の町内の中学校卒業者の県立沼宮内高等学校への進学状況、これが従来の率からどんどん、どんどん下がってきて、今、20.4%と非常に厳しい数値でございます。そしてまた、町内の中学卒業予定者が今後また減っていくのです。そういう中で、仮に2割のところまで上がっていったとしても、なかなか厳しい数字が見込まれるという現実もございます。

また、教員の配置についても少しお話をさせていただいておりますけれども、高校の場合は、定員を定めた上で入試等を行って入学者が確定するわけですが、収容定員に対する教員の配置なのです。そういうことからすると、生徒の人数に応じた配置とは少し異なっております。そうなりますと指導体制の教員の配置等にも全県的に影響が出かねないということです。そういうことも考慮しますと、仮に生徒が戻ってくるという場合につきましては否定するものではございませんので、そういったときにはそのときの判断ということも求められるのではないかと思います。

○千葉伝委員 最後に県立福岡高等学校の話もしたかったのですが、佐々木宣和委員に任せまして終わります。

○佐々木宣和委員 それでは、先ほど千葉伝委員からもありましたけれども、自由民主党岩手県支部連合会として県内33市町村を回って、いろいろな要望をいただいたのですが、県立高校の改築について、県立福岡高等学校からお話しされました。恐らく県内の高校で一番古い校舎ではないかという話やトイレが和式であったりということで、何とか改築をしてほしいということをおっしゃられたわけですが、県立福岡高等学校の改築ということに関して、今どういう状況になっているのか伺いたいと思います。

○佐々木学校施設課長 県立福岡高等学校の全面改築についてでございますが、県立学校の多くは昭和40年代から昭和50年代にかけて、生徒の増加に対応して整備されておまして、令和4年3月末現在で築50年以上の学校は、県立宮古商工高等学校の商業校舎の築59年を初めとする13校、築40年以上は40校となっております。これは、県立学校82校舎のうち7割近くを占める状況でございます。県立福岡高等学校につきましては、昭和42年から昭和47年にかけて整備された校舎でございます。最も古い建物で築55年以上経過しており、改築等を検討していく必要があると認識しております。

学校施設の老朽化が進む中で、一斉に改修の時期を迎え、施設整備の需要が増大していること、それから新たな県立高等学校再編計画後期計画に基づいて校舎整備を計画してい

る学校があることなどから、これらとの整合性を図りながら、施設の老朽化の状況に応じて計画的に整備を進めてまいります。また、必要な財源の確保も重要な課題でございます。引き続き国に対して高等学校施設の財政支援等について要望してまいります。

○佐々木宣和委員 ありがとうございます。かなり高額な予算も必要なのかと思いますし、高校再編の話もありますけれども、トイレが和式だということで、県内の高校でそのような学校はほかにあるものなのかということを知りたいと思います。

○佐々木学校施設課長 県立高校の洋式トイレの整備状況でございますけれども、令和4年5月1日現在の総便器数に対する洋式便器の設置割合を見ますと、41.2%となっております。実際、生徒の減少に伴いまして、使用頻度の少ないトイレもございますので、それも総数に加わっているとしても低い数字になっておりますけれども、やはりこれまで児童生徒の生活様式の変化であるとか、避難所としても活用されるということでもありますので、トイレの過半数をまず洋式化しようということを検討しながら整備を進めてまいりました。ただ、委員おっしゃるように、まだ整備率が低い学校もございますので、そういった学校に対しましては個別に改修を進めてきております。着実に整備率は上がってきておりますので、引き続き計画的に整備を進めてまいりたいと考えております。

○佐々木宣和委員 なかなか今の方にお話しすると、驚かれるようなこともあって、もちろんなかなか一気にというのは難しいかもしれませんが、要請があるところ、しっかり進めていっていただきたいと思います。

公営塾のお話を聞きたいと思いますが、県立高校の魅力化ということでさまざまな議論があるところですが、それぞれの学校で大学を目指す生徒のために公営塾をやっているところもありますし、全国的にもブームのように新聞紙面にもあったやに思いますけれども、この県内の状況と全国の状況を伺いたいと思います。

○久慈生涯学習文化財課総括課長 公営塾の状況についてであります。公営塾は自治体が設置、運営する塾を示すものであり、地域の児童生徒の学習支援等を目的としているものと承知しております。

県内の学習支援の取り組み状況については、当課が本年4月に市町村を対象に行った調査によりますと、釜石市、奥州市、雫石町、葛巻町、西和賀町、一戸町が公営塾の設置、運営等により、中高生に対する学びの場の提供に取り組んでいるとの回答をいただいております。また、この調査の後にも岩手町や九戸村、洋野町などで公営塾を開設しているものと伺っております。

全国の取り組みについては、国等においても調査や取りまとめが行われておらず、詳しいデータを持ち合わせておりませんが、東京都三鷹市、兵庫県稲美町、それから徳島県のおつぎ町などにおいて、教員OBとか大学生等の地域住民の協力による学習支援が行われていると聞いております。

○佐々木宣和委員 公営塾を行うに当たって、今の理解度を上げるのか、それとも大学進学のために受験対策のようにやるのかということでも少し性質が違うような気がするのでは

すけれども、その辺はどのような状況になっているのか。要は学校の魅力として大学進学を狙うような公営塾は、どのくらいあるのか伺います。

○久慈生涯学習文化財課総括課長 調査の結果、出てきております町村のところを見ますと、葛巻町、それから岩手町、西和賀町、九戸村という4町村と捉えております。

○佐々木宣和委員 GIGAスクール構想でのタブレットを導入し、個別最適化という話の場合は、レンジが広い人に対してなるべく底上げをしていこうという話だと思うのですが、今おっしゃったところは、大学進学という一つの目標で、それぞれでやられているということかと思えます。そう考えると、結構やっているところがあるので、横につながって効率化できないのかということも思うのですが、その辺は何か取り組みがあるのかないのか、お答え願いたいと思います。

○久慈生涯学習文化財課総括課長 当課としてはさまざまな事業、地域とともにある学校づくり推進フォーラムの実施、それから学校と地域の連携、協働を推進するための各種事業というものがございますので、そういった場面におきまして周知を図りながら、また学習支援などに活用できる国庫補助というについても市町村に周知しながら、事業の効果的な実施というものについても助言をしてまいりたいと考えております。

○佐々木宣和委員 次に、部活動のお話を聞きたいと思えますけれども、特徴のある部活動に対する強化策というところで、宮古市のヨットは特色あるものかもしれませんが、そういった県内それぞれの地域にある特色ある部活動に対する強化策について、どのような特徴のあることをやられているのか伺いたいと思います。

○菊池保健体育課総括課長 特徴のある部活動に対する強化費についてであります。県教育委員会では部活動指導員配置事業により指導歴のある教員OBや地域の指導者を活用し、教員の働き方改革や部活動指導の充実に取り組んでいるところでございます。例えば、県立沼宮内高等学校では、今年度からホッケー部に日本スポーツ協会公認アスレチックトレーナーを部活動指導員として任用し、障害予防に関する指導、助言やトレーニング及びコンディショニング指導などを行っているところであり、今年度のインターハイ及び国民体育大会においてベスト8の成績となり、成果を収めているところでございます。

今後も部活動指導員の効果的活用により、県立高校の魅力化につながるよう部活動の充実に努めてまいります。

○佐々木宣和委員 県立沼宮内高等学校のホッケー部にそういったスペシャリストが来て指導してくださると、すごくありがたいと思えますし、私も沿岸地域の間人ですので、部活動をしようにも人がいないようなものが多くて、何か面白いものを作って注目を集めるような取り組みをすとか、そういったことも考えられるのかと思うところであります。

最後に、専門学科に関する考え方というところで、いわての高校魅力化グランドデザインの産学連携における特徴的な取り組みについて伺いたいと思います。

○菊池産業・復興教育課長 産学連携における特徴的な取り組みについてでございますが、御指摘のグランドデザインは、連携先によりまして地域連携、学術・国際連携、産学連携

の三つの大きな枠組みを設定しておりまして、それに基づきまして専門学科では産学連携において特色ある教育活動が行われております。

例えば、県立遠野緑峰高等学校では、農業系の生産技術科が開発した遠野エゴマ麺を情報処理科がSNS等の活用により売り出す農商連携の取り組みが行われております。同校では、6次産業化に付加価値を見いだす研究に取り組んでおりまして、地元の企業や人材が積極的にかかわっているところがございます。

また、県立花巻農業高等学校では、ソーセージメーカーや行政等と連携しまして、二子里芋の未利用部分を活用したソーセージの商品開発の研究に取り組んでおります。同校では、さらに原料を作る農家の生産意欲につなげたいということから、盛岡市のパン店に共同開発を提案して、花農ソーセージドッグを開発して販売したところがございます。

このような地元を向けた高校と地域産業界との連携を充実させることにつきまして、高校の魅力化を発信する上でも重要であると捉えておりまして、今後も専門家における産学連携を推進し、生徒の課題発見、課題解決能力等の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

○佐々木宣和委員 地域の特色あるものを、商売をやるようなものにつなげていくというのは、経験としてもすばらしいと思いますし、それぞれの地域の学校と地域をしっかりつなげていくようなきっかけになると思うので、これも非常に進めるべきことだと思っています。

学力と部活動、地域との連携というところで、それぞれの高校魅力化につながる話かと思うのですが、この間、文教委員会では京都府立北桑田高等学校に調査に行かせていただきました。そこでは、某学習塾のDVDが1万円払えばずっと視聴できるとか、また部活動も自転車が大変強いところで、専門の指導員がいて、またデフリンピックで棒高跳びでかなり上位になった方には、その方専用の指導者を連れてきたりといったことにも取り組まれています。また専門学科ということで京都フォレスト科という名称だったと思いますけれども、大変、林業の機械も新しく、うらやましいやら、悔しいやらと思ったような経験になりました。言い方が難しいのですが、その学校自体でどれだけ楽しめるかとか、今いる生徒がより活躍できる環境をどれだけ整えられるかということにもう少しシフトして考えているのかと思ったようなところであります。

やはりこれから人口減少が進む中で、高校再編の話も大体10年後くらいまでは生徒数が予測できるように文言では書かれています。その中で将来像については、地域としても共有していかなければならないのですけれども、やはり今あるものをどうするかといういろいろな議論が出てくるのですが、これから面白いことをするというような形で取り組んでいければ一番いいと思っているところであります。以前、この文教委員会でも議題になったかと思いますが、今、高校に期待される社会的役割の再定義ということで、スクール・ポリシーというようなことに取り組んでいくということで、生徒と教職員、中学生、地域住民、地元市町村、産業界ともかかわっていくという話になるかと思っています。背

景として、教育目標が抽象的でわかりにくく、校内外での共有や浸透が不十分というのものがあって、再定義してくださいと言われていたのですけれども、明確に同じことを考えるとどれだけふやせるかといういいチャンスだと思います。このスクール・ポリシーの策定という話と、県立高校の魅力化ということがどう関連づけて取り組まれるのかということを経験的に聞いて終わりたいと思います。

○安齊特命参事兼高校改革課長 現在、委員御指摘のとおり、各学校ではスクール・ポリシーの策定を進めております。今、申し上げた地域連携、学術・国際、産学連携の三つの枠組みを意識しながら、それぞれの学校で取り組むべき、どのような学校をつくっていくのか、そしてそのためにどういう実践をしていくのか、入ってくる生徒にはどのような生徒を求めていくのかと、三つの観点でスクール・ポリシーを策定しております。そういった取り組みをさらに生徒や保護者、中学生についても広く周知を図りながら、学校の魅力を発信しているところでございます。

この策定に当たっては、地域の関係者や学校の関係者、コンソーシアムと呼ばれる組織体をつくって、その中で共同作業をしながらつくっているところでもございますので、そのような取り組みの中で学校の魅力をどのように発信していくのかということを経験とともに考えながらつくっていく、そして魅力化のそれぞれの短期の取り組みを実施していくこともあわせて取り組んでおりますので、学校の取り組みと、その地域のかかわり、こういうものを両方兼ね備えながら取り組みを進めてまいりたいと思っております。

○斉藤信委員 それでは、私は県立不来方高等学校におけるバレー部員自死事件にかかわって、県教育委員会の対応について、きょうは詳しく質問したいと思います。

6月24日に元顧問教諭に対する懲戒免職処分と退職手当不支給処分が出ました。不服申し立てがされたと聞いておりますけれども、今後のプロセスはどのようになるのでしょうか。

○佐藤教育局長 まず、処分に対する不服申し立ての件でございますが、この個別の不服申し立てに関する事案につきまして、公開されている情報ではございませんので、県教育委員会としましては現時点で申し立ての有無についてお答えできる状況ではございません。

なお、制度上のことを説明させていただきますと、県教育委員会が行った処分に対する不服申し立てにつきまして、懲戒処分については人事委員会、退職手当支給制限処分については知事が審理手続を主宰することとなりますので、県教育委員会では仮にこの申し立てがあったとすれば、処分庁として見解を主張し、その後の審議に対応していくということになります。

○斉藤信委員 この処分に対する不服申し立ては、大変残念であります。この間の経過を見ますと、この元顧問教諭は訴えられた暴言、暴力について一貫して否定していました。それで、刑事告訴、その後は民事の訴訟となったわけですがけれども、民事の訴訟をやるときに県教育委員会は、暴力、暴言がなかったかもう一回確認したのですか。ないということでは応訴したのです。ところが、第一審の裁判の中で元バレー部員の証言が出て、県教育

委員会がそのことを調査して、体罰があったことが明らかになった。それで、前言を翻して一部体罰を認めるという形で裁判が経過した。言わば一貫して不誠実で、虚偽の報告をしてきた。私は、本当にこれは許されないと 생각합니다。

そこで、私は県教育委員会の対応にも本当に重大な問題があったのではないかと思います。県立盛岡第一高等学校事件の検証はどこまでいっているのでしょうか。

○佐藤教育局長 前任校における事案の検証状況についてのお尋ねでございますが、現在、再発防止「岩手モデル」策定委員会を立ち上げて会議を設けておりますが、その中で人事管理等検討部会という部会を設置しております。そこにおきまして、外部委員の参画をいただきながら、理由の解明、なぜこのような事態になったのかということ、学校、県教育委員会を含めての解明ですが、この調査、検討を進めております。

先日、9月19日に第7回の委員会を開催いたしました。外部委員から要望がありました学校及び県教育委員会関係者の再聴取、これは1度ヒアリング等を行っていますが、その再聴取の状況について報告を行い、現在はまたその場でさらにいただいた御意見を踏まえながら、さらなる確認作業をしているところでございます。聴取の方法や内容について、いろいろ御意見が出ていますので、その辺の確認作業をしているところです。

前任校での事案を含めまして、確認された事実につきましては、外部委員と共有の上、当時の学校及び県教育委員会における対応状況、それから不足した点を改めて整理しまして、再発防止策の検討につないでいこうとしているところでございます。

○斉藤信委員 一審の裁判でも、特に二審の高等裁判所では、この元顧問教諭による県立盛岡第一高等学校における暴力、暴言が恒常的だったと、極めて苛酷だったということが陳述書で明らかにされました。この陳述書について、県教育委員会は反論しませんでした。証拠採用されましたが、なぜ反論しなかったのですか。認めたのですか。

○佐藤教育局長 陳述書に関するお尋ねでございます。陳述書が出された経緯から少し御説明をさせていただきたいと思うのですが、当該陳述書は元顧問教諭が在任勤務時にバレーボール部に所属していた部員が作成したもので、平成30年6月1日付で控訴人側弁護士から仙台高等裁判所に提出され、6月4日、副本が県に到達しています。この陳述書について、控訴審判決で、2学年後輩の当該元部員の元顧問教諭がバレー部員に対して平手打ちするのを目撃し、みずから受けたと陳述していると、この陳述書に記載しております。ただ、裁判におきましては、被害生徒ら控訴人側が申し出た当該元部員への証人尋問については、裁判長が人証、証人尋問は必要ないということで、請求が却下されています。

そういったことも含めまして、今回の懲戒免職処分を実施するに当たりましては、元顧問教諭に当該陳述書の内容についても聴取し、同様の行為による処分歴を踏まえて前任校赴任時までさかのぼり、類似の行為がなかったか、バレーボール部の元部員に調査協力を求めて、協力に応じてくれた者から事実関係の確認を行いました。当該陳述の内容につきましては、作成した元部員に聞き取りができたものの、それ以外の元部員から得られた証言の中で、陳述書の内容と一致するものが得られなかったことから、最終的に事実として

我々が認定するまでには至らなかったというのがこの陳述書に関する取り扱い、経過でございます。

○**斉藤信委員** 私は、この経過を聞いて驚きました。本当に克明な陳述書なのです。例えば、私は何度も言っているけれども、いつ、どこで、どういう暴力があったかということ陳述しているのです。例えば、同学年に対する暴力について、これはこの証言者が1年生のときです。ゴールデンウィークのときに青森県に合宿に行って、練習試合の試合内容が思わしくなかったところ、円陣を組んだ際、先生は、これ実名がありますが、Tさんという3年生の顔を何発もびんたしました。私は、中学校、高校を通じて、部活動中に先生から暴力を受けるのを見たのは初めてだったので、すごく衝撃を受けたのを覚えています。同学年の暴力の事実ですけれども、平成22年秋ごろ、遠征先の青森工業高校において、同級生のM君は、先生から髪をつかまれた上で体ごと壁に投げつけられて、壁に激突させられるという暴行を受けていました。私が体験した先生の暴力の中でも特にひどいものの一つだったので、よく覚えています。後輩についても書いているのです。この彼の後輩を引っ張って、壁際に投げつけるようにして立たせ、その後、30分くらい繰り返し、繰り返し、どなりながら平手打ちしていました。いいですか。いつ、どこで、どういう暴力、暴言があったかという陳述なのです。何でこれが確認できないのですか。確認したくなかったということではないですか。

それで、あなた方は再調査の中で、この陳述書の内容について元顧問教諭に確認しました。元顧問教諭の回答は、陳述書の記載内容について、わからない、記憶がないと回答した。否定できなかったのです。当事者ですから、これは極めて重大です。事実上認めたということではないですか。あなた方、当事者が否定できなかった事実、これを何で事実として認めないのですか。やった人が否定できなかった。

もう一つ、7人の元部員の方々から陳述書の内容と一致する証言得られなかったと言っています。否定した事実がありましたか。元部員で陳述した具体的な例について、そういうことはなかったという陳述はありましたか。そここのところ、はっきり教えてください。

○**佐藤教育局長** 元顧問教諭からの陳述書の関係の聴取内容結果につきましては、今、委員からお話にあったとおり、わからない、記憶がないという回答であったというのが事実です。我々とすれば、この陳述書のみをもって事実があったという認定はできないということで、関係者にも確認して、それを裏づける証言があるのかどうかということ元部員、あるいは前任校の管理職等にも聞き取りをしたわけですが、裏づけとなるような証言が得られなかったと、要は一致しなかったということです。

○**斉藤信委員** 私は、聞いたことに否定したかどうかを聞いているのです。否定した例はありましたか。質問をちゃんと聞いて教えてください。ここが大事なところなのだ。

○**佐藤教育局長** 失礼しました。さまざま御発言はありましたが、否定した例というものではございませんが、一致するものはなかったということです。

○**斉藤信委員** 言わば元顧問教諭、当事者でさえ否定できなかった。そして、私は確認が

正確ではないと思うのです。私が先ほど紹介した、いつ、どこで、誰という実際に暴行を受けた元部員の名前がはっきりしています。T君、M君、そしてO君。確認したのですか。この陳述書でT君、M君、O君がそういう暴行を受けていたと、この方々から確認しましたか。資料見るようではだめだ。

○佐藤教育局長 個別にどの生徒から確認したということは申し上げられませんが、いずれ7人に確認して、一致する証言は得られなかったという事実だけは、そのとおり申し上げておきます。

○斉藤信委員 具体的な証言で暴行を受けたという、そういう元部員から確認すれば一番いいことではないですか。具体的に証言しているのです。こういう生徒が、本人も含めて暴行を受けたと言っているのだから。尋常でない暴行ですよ。関係ない人に聞いて一致しなかったなんて、それは調査にならないです。もう一回はっきり言ってください。この陳述書に書かれている暴行について生徒から聞きましたか、聞きませんか。

○佐藤教育局長 いずれ対象となる生徒は、前任校事案で四十数名ございますから、聴取に応じていただいた7名から確認しましたが、そういう情報は得られなかったということは申し上げておきたいと思います。

○斉藤信委員 もう一回聞きます。その中に陳述書で具体的に指摘された人は入っていませんね。

○佐藤教育局長 実名が挙がっている方は、ヒアリング対象となっております。

○斉藤信委員 それだと、陳述書の確認はできないではないですか。それで、これだけ裁判で陳述書が出されて、実は、再調査でこの陳述書の人に確認もしているのです。この証言が事実ですと本人は二度にわたって証言しているのです。そして、元顧問教諭は否定できなかった。ここで指摘された生徒から調査しなかった。そういうばかな話がありますか。一審で明らかになった暴力、体罰についても、陳述書で明らかになった深刻な暴力、暴言、体罰について、県教育委員会は全然、正面から対応してこなかった。私は、これが一番の問題だと思います。そう思いませんか。そういう暴力、暴言に正面から対応しないで無視してきた。それが裁判の結果ではないですか。

○佐藤教育局長 当該職員が二度にわたり懲戒処分を受けておりますが、我々、先般の懲戒免職処分に際しまして、前任校から自死事案に至るまでの関係職員を調査、ヒアリング等しまして、事実認定できるのはどこまでかということを慎重に整理、確認した上で、今般の懲戒免職処分ということにはなりました。

ただ、必ずしもそういう陳述書で申し立てのあった内容につきましては、当時もうかなり年数がたっていますから、皆さんからヒアリングの協力を得られるわけではございませんので、その中で我々は全力を尽くしてこういう結果に導いたということで御理解いただきたいと思います。

○斉藤信委員 第三者委員会の報告書でどういう指摘がされているか。県教育委員会についてです。生徒への不適切な言動及び体罰を理由にして、X顧問に対して減給1カ月の懲

戒処分を下した。しかし、繰り返しになります。県教育委員会は処分を下すまでの裁判の過程において、X顧問の不適切な指導について既に確認していたのであり、その時点で必要な対応や対策を取る必要があった。それを怠ったことによって、校長の不十分な管理、指導、そして本件事案とつながった可能性は否定できない。一審でのそういう体罰の事実に向き合わなかった。私は、二審はもっと深刻だったと思います。この陳述書の陳述について、あなた方は向き合わなかった。そのことが直後に自死という事件に至った可能性があると言っているのです。この県教育委員会の対応と責任について、今どう調査していますか。処分をする予定はありますか。

○佐藤教育局長 先ほどの質問に補足させていただきたいところがございます。

部員には、四十数名、関係者、関係部員がいるという話をいたしました。三度にわたりヒアリングのお願いをしましたが、やはり応じていただけないという方々もいましたので…。

○斉藤信委員 それは、もう聞いたからいいです。7名聴取したと聞いたからそれはいい。

○佐藤教育局長 それから、ただいまの質問でございます。第三者委員会で今、委員から指摘のあったとおりの指摘がございました。裁判におきましても、当該元顧問教諭による前任校での不適切事案に係る判決で、元顧問教諭の言動が人格を否定し、それからおとしめる、教員としての裁量を超える違法な行為であるとされたところでございます。

再発防止「岩手モデル」の策定委員会におきまして、これら調査報告書の提言を受けまして、学校、教育委員会の対応を今まさに検討している途中段階でありまして、先日、中途の報告をさせていただきましたけれども、先ほどのお話に重なるところもありましたが、再整理の上、これを明らかにしていきたいと考えております。処分権者というのは、県教育委員会とまた別ではありますが、事実解明の点については、やはり裏表の関係がございますので、組織の問題がなかったかどうかということを確認しつつ、それが仮に個人の責任を問うような非違行為があるのであれば、それは処分に発展するという可能性があると思いますので、並行して進めていると御理解いただければよろしいかと思います。

○斉藤信委員 私は、第三者委員会の報告にもあるように、第一審でも明らかになった虚偽の供述、体罰を認めた。仙台高等裁判所では、もっと深刻な暴言、体罰の実態が明らかになった。しかし、あなた方はそういう暴力、暴言の事実と正面から向き合わなかった。だから、減給1カ月という簡単な処分になったのです。暴力、暴言の実態を明らかにしない。それは今もです。再調査したにもかかわらず、この陳述書の具体的な証言を確認できなかった。処分の理由にもならなかった。二度にわたって、勇気を奮って証言した人が本当にかわいそうです。これは元顧問教諭自身が否定できなかった事実です。それでもあなた方はこの暴力の事実と正面から立ち向かおうとしていない。これで何で再発防止できるのですか。

最後、佐藤教育長に聞きましょう。私は、本当に過去のこういう暴力、暴言、明らかになった暴言、今問題になっている暴言、この事実と正面からあなた方が立ち向かわなか

ったら、どこに県教育委員会の対応の問題があったのか、第三者委員会の報告で指摘されたその問題に真摯に対応しなかったら、再発防止はできないではないですか。そのことを最後に聞いて終わります。

○佐藤教育長 第三者委員会による調査報告書の中で、学校及び県教育委員会の対応について不足する部分があったという指摘、先ほど委員からもありました。そのことについて、私どもも今度は「岩手モデル」策定委員会の中で、理由の解明チームのところでは事務局と、それから「岩手モデル」策定委員会の外部の委員の方々からも、その当時の関係者の聴取内容、これについても御意見等をいただいて、こういったところを確認してくださいということを確認をして、そしていわゆる第三者の視点も交えた客観性を持たせた形での調査を進めてきております。そして、そのことにつきまして、第7回の「岩手モデル」策定委員会の場で報告させていただき、そして、その内容についてもその場で改めて「岩手モデル」策定委員会の委員の方々から、さらにこのようなところを確認していただくようにということで指摘もございました。そのような追加補足的な調査を現在、進めているところでございます。

そして、当時、在籍していた職員等からの事実確認を引き続き進めながら、さらに必要な追加補足的な聴取、これを行ってまいりまして、その結果を踏まえて県教育委員会としての処分等について判断してまいりたいと考えております。

○小林正信委員 私も県立不来方高等学校の生徒の自死の関連で、再発防止「岩手モデル」の策定について少しお伺いしたいと思います。

まずもって、本当に亡くなられた生徒の方の御冥福をお祈りしたいと、あとは被害に遭われた方、また御遺族にお見舞いを申し上げたいと思います。

第7回目までこの検討委員会を重ねているかと思えます。いま一度確認したいと思うのですが、現時点で検討されている「岩手モデル」の状況、またモデルの概要、もしお話しできる部分があるようでしたら、その部分で結構ですので、お知らせいただければと思います。

○木村県立学校人事課長 再発防止「岩手モデル」策定に向けた状況についてでございますけれども、県教育委員会では、学識経験者など外部の専門家が参画した再発防止「岩手モデル」策定委員会を令和2年11月に設置いたしまして、これまで7回の会議において、教職員の体罰、ハラスメント等の再発防止に向けて、具体的かつ実効性ある対策などについて議論を深めているところでございます。

委員御指摘のとおり、9月19日に開催された第7回策定委員会におきまして、四つの部会から検討状況等について報告がございまして、これをもとに外部委員を交えて議論を行ったところでございます。その一例といたしまして、自殺予防教育検討部会からは、教職員等の体罰、ハラスメントを初め、さまざまな悩みを抱える児童生徒に対し、問題の深刻化と未然に防止する観点から、各学校に整備された1人1台端末を活用した教育相談を実施すること等についての提案がありまして、外部委員等からさまざま御意見をいただいた

ところでございます。

例えばみずからつらいこと、死にたいことを発信できない児童生徒がいる可能性があるため、発信させるだけではなく、周囲がそうしたサインをキャッチできる基盤を整えることが必要であること、また1人1台端末等の利用に関しまして、アクセス権限や個人情報の管理などに留意すること等の意見を頂戴しているところでございます。

今後の検討において、こうした意見等を対策に反映させていくことで、今後、二度と同様の事案を起こさないモデルづくりに県教育委員会も組織を挙げてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○**小林正信委員** ありがとうございます。私もこの検討委員会の内容等、読ませていただきましたけれども、検討内容と御遺族あるいは被害者の方の思いという部分にやはり少しずれが生じているのかというところも感じました。被害が起きてしまったからの対処に力を入れるというよりも、暴力、暴言が起きないようにすると、学校から暴力、暴言を根絶するという部分にやはりもっと力を入れていただく必要があるのかと感じましたし、また自死に至るまでには何回かこうした事態を避けられるタイミングがあったのかと思います。亡くなられた御本人も、アンケート等で自分の状況を伝えたということもあったのですけれども、そのアンケートが残念ながらスルーされてしまったということは、本当にこれは痛恨の極みだと私も思いました。

そうしたことを避ける意味で、例えば私の考えるところ、学校以外、外からの視点も大事なのかと思いました。例えば、スクールロイヤーなのか、スクールソーシャルワーカーなのかわかりませんが、そうした第三者の目が必要なのかと感じましたし、またモデルをつくる上で、子供たちの意見は、聞かれているとは思いますが、子供たちの意見、児童生徒の意見もしっかり聞いて策定し、モデルに生かすということも大事なのかと思います。

こうした検討委員会の議論も踏まえて、今後、再発防止「岩手モデル」の策定をどう進めていくのかをお伺いしたいと思います。

○**木村県立学校人事課長** 今後の再発防止「岩手モデル」の策定に向けてということでございますけれども、委員御指摘のとおり、まず御遺族のお気持ちを十分察した上で、検討を進めていく必要があると考えております。

また、これまでの策定委員会の中でも、外部の委員の方からも第三者の目は必要であるという御意見も頂戴しております。それからまた、先ほど来、お話があるとおり、子どもの権利条約あるいは子供の人権に配慮したモデルの策定というものが非常に重要であるという御意見をいただいております。そういった外部委員の皆様の御意見も踏まえまして、今後も策定に向けて取り組みたいと考えております。

○**小林正信委員** ぜひこういったことが二度と起こらないよう絶対に暴力、暴言を根絶し、二度と起こさないという決意がこもったモデルをつくっていただきたいと思います。

検討委員会でもお話があったように、暴力、暴言の根絶の考え方をやはり教員、生徒ま

でしっかり浸透させていくこと、これが第一だと思いますけれども、暴力、暴言、いじめが起きてしまった場合に、これを見逃さずに迅速、適切に対応すること、これも重要であると考えておりました、先ほど斉藤信委員からも密室での暴力があったと、これが裁判で明らかになるまでわからなかったというのは、これは本当に問題なのではないかと考えます。その上で、あらゆる手段で生徒、児童の声、異変を捉えることが必要になってくると思います。

先ほど9月の検討委員会でも意見があったということですが、私も何回か取り上げさせていただきましても、SNSやアプリを使った児童生徒の相談支援というところ、これをやはりしっかり進めていく必要があるのではないかと考えているのですが、その辺の御所見をお伺いしたいと思います。

○千田生徒指導課長 タブレットなどを活用した相談についてでございますが、1人1台端末等を活用した生徒の相談システムにつきましては、県内の幾つかの県立学校を推進校といたしまして、タブレット等を使用しながら生徒の悩みや不安を教職員が把握する新たな相談体制の構築に取り組んでいるところでございます。また、策定委員会で御意見もございましたセキュリティ上の留意点等につきましても、確認をしながら動いているところでございます。

相談内容には、選択肢として、教員のこと、部活動のことという項目をあらかじめ設けており、そのほかにいじめや勉強のことなどについても悩みや不安を相談できるよう、工夫しながら検討を進めているところでございます。

1人1台端末等を活用した相談システムは、有効な相談ツールの一つになると考えていることから、早期に試行に着手し、悩みや不安を抱える児童生徒の早期発見、早期対応につなげてまいりたいと考えております。

○小林正信委員 やはり基本的には面談して、しっかり声を聞いて児童生徒に向き合うということが基本だと思うのですが、そういった1人1台端末を活用した補完的な意味で、児童生徒の相談する際のハードルを下げるといって、そのようなツールが大事なのかと思いますので、ぜひ早期の取り組みをお願いしたいと思います。

最後に、学校における自殺について、コロナ禍においてはさらに青少年の自死が増加している現状があるかと思うのですが、まずこの現状についてどのように捉えているのかお伺いしたいと思います。

○千田生徒指導課長 県内の自殺等にもかかわりまして、あつてはならないことと認識しております。再発防止「岩手モデル」におきましても、学校の自殺対策について取り組んでおります。自殺予防教育検討部会におきまして、教職員に対する研修システムの策定と児童生徒に対する援助希求啓発プログラムの開発に取り組んでいるところでございます。

児童生徒の自殺予防教育の充実を目指し、教員研修システムの構築、相談体制の整備、生徒の援助希求を啓発するプログラム整備を行い、悩みや苦しみを抱える生徒が援助希求できる体制をつくるため、モデル校を中心に実践を重ねているところでございます。また、

令和4年度は援助希求啓発プログラムの構築に向けて推進校を指定し、実践に取り組んでいるところでございます。

○**小林正信委員** 先ほど1人1台端末、タブレットを活用して、相談という部分で活用をタブレットでやるというお話だったのですけれども、実は新潟県とかで導入されている、これもタブレット端末を活用したツールがございまして、これは自殺リスク、精神不調スクリーニングツール、英語の頭文字を取ってRAMPSというそうなのですけれども、児童生徒がタブレット上に表示される十問程度の質問に回答して、結果は自動集計されてリスク評価が行われるようです。これが教員やスクールカウンセラーに共有されて、必要な配慮や支援が行われる等、要するにタブレットに相談というよりも、このツールがあって、そこをぼんやりと質問に答えるだけで、その生徒がどれくらい自殺念慮があるのかとか、危険な精神的なリスクがあるのかというのがわかるツールが今、新潟県やあともう一つの県くらいの高校で行われていることで、かなりこれが自分でも自殺念慮があると思わなかったという生徒がいたり、教員もそんな死のうと思っているなんて思わなかったというような意見もあって、かなり好評だということでした。こうした取り組みは児童生徒の現状把握もそうですし、自殺リスクの見える化として大変有効だと思います。岩手県としてもICTの活用、こういったのも積極的に使って、相談もそうですし、また自殺のリスクのスクリーニングをしていくということも大事なかと思えます。

そうしたものを活用しながら、児童生徒の自殺防止にぜひ取り組んでいただきたいと思いますけれども、今後のICTも含めて、自殺防止の取り組みのお考えについて伺いして終わりたいと思います。

○**千田生徒指導課長** 先進的に取り組んでいる他の自治体の事例を広く調査しているところでございまして、例えばGIGAスクール構想により配備された1人1台端末に相談システムを導入して、学校において毎朝の健康観察と同じように、児童生徒が個人端末から心身の状態、不安や悩み等について入力し、それを教職員が把握してすぐに対応するという自治体があることを把握しております。

相談手段等さまざまあるかと思いますが、児童生徒にとって簡単に相談できること、教職員にとっては児童生徒のきょうの様子をすぐに把握できたり、一定期間の心の状態等について経過を観察できたりすることで、悩みなどにすぐに対応して支援したり、教職員が情報共有したり、組織的に対応できることが重要であると認識しております。今後より効果的な相談支援システムについて、さらに調査や検討を進めてまいりたいと考えております。

○**千葉絢子委員長** この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○**佐藤教育局長** 先ほどの斉藤信委員の御説明に誤りがございましたので、訂正させていただきます。

陳述書に関して7人の元部員からヒアリングをした。その中に1人、陳述書に登場してくる3人のうちの1人が含まれていて、1人については確認できたということですが、た

だ陳述書と同じ内容の証言は、この方からも出てこなかったということに訂正させていただきます。

○**斉藤信委員** 今、重大な答弁の変更がありました。3人のうちの1人はいたということです。7人の中に。陳述書は、いつ、どこで、具体的にどういう暴力、暴言があったのかと指摘しているのです。その1人は、その事実について否定したのですか。どういう証言ですか。

○**佐藤教育局長** 同じ内容の証言は得られなかったということでございます。否定をしたということではないですが、同じ証言は得られなかったという調査結果であります。

○**斉藤信委員** 陳述書の検証をするのだから、陳述書ではこのように指摘されていますよと、事実ですかと、こう確認するのが当たり前ではないですか。同じ証言を得られなかったと言うけれども、陳述書ではこう指摘されているけれども、それについて事実かどうかでしょう。そういう聞き方していないのですか。だめだ。

○**佐藤教育局長** そういう事実をあなたは知っているかどうかということを確認したところ、そういう事実は知らないという証言を得たということです。

○**斉藤信委員** これは本当に大事なことから、後で聞き取り調査の概要を明らかにしてください。あなた方が暴力、暴言の事実はどう真摯に向き合っているかどうかなので、根拠を後で示してください。

○**千葉絢子委員長** 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○**千葉絢子委員長** 再開します。

では、後ほど執行部から資料の提出をお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**千葉絢子委員長** ほかになければ、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。教育委員会の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

おおむね再開後2時間が経過いたしましたので、この際15時25分まで休憩をいたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**千葉絢子委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、ふるさと振興部関係の議案の審査を行います。議案第1号令和4年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうちふるさと振興部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**鈴木副部長兼ふるさと振興企画室長** 議案第1号令和4年度岩手県一般会計補正予算

(第4号)中、ふるさと振興部関係の予算について御説明申し上げます。

議案(その1)の6ページをお開き願います。ふるさと振興部関係の補正予算は、10款教育費、1項教育総務費のうち41万円の増額、8項大学費の4,324万6,000円の増額、9項私立学校費の5,122万1,000円の増額、合わせまして9,487万7,000円の増額でございます。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、お手数ではございますが、予算に関する説明書の59ページをお開き願います。なお、金額の読み上げは省略させていただき、主な事業を御説明申し上げますので、御了承いただきたいと思っております。

まず、10款教育費、1項教育総務費、4目教育指導費でございますが、いじめ再調査委員会費につきましては、執行見込みを踏まえ、その整理により増額を行おうとするものでございます。

少し飛びまして、64ページでございます。10款教育費、8項大学費、1目大学費の公立大学法人岩手県立大学運営費交付金でございますが、原油価格や物価高騰により影響が見込まれる大学の運営に係る経費について、交付金を交付しようとするものでございます。

続きまして、65ページに参りまして、10款教育費、9項私立学校費、1目私立学校費がありますが、説明欄の二つ目、私立学校運営費補助は、原油価格や物価高騰により影響が見込まれる私立学校の光熱費を補助しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○千葉絢子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○斉藤信委員 では、できるだけ簡潔に質問したいと思います。

一つは、県立大学における新型コロナウイルス感染症の影響による学生等の学びを継続するための緊急給付金と授業料減免の状況はどうなっているのでしょうか。

○米内学事振興課総括課長 県立大学における新型コロナウイルス感染症の影響による緊

急給付金及び授業料減免の状況でございます。まず、県立大学における学生等の学びを継続するための緊急給付金の状況につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で、アルバイト収入が大幅に減少したことなどによる生活が困窮した自宅外の学生に対しまして、令和2年度におきましては、国の学生支援緊急給付金事業によりまして、住民税非課税世帯の学生には20万円が、それ以外の学生には1人当たり10万円が、合わせまして366人に日本学生支援機構を通じて支給がされております。

また、学生支援緊急給付金の要件に該当しない学生、これは50%以上収入が減りますと国の事業の対象になりますけれども、そこまで収入が減らなかった学生に対しましては、岩手県立大学独自に1人当たり5万円を60人に支給したところでございます。

続きまして、令和3年度におきましては、国の学生支援緊急給付金事業によりまして、令和3年度は1人当たり一律10万円が363人に日本学生支援機構を通じて支給されたところでございます。

なお、令和4年度におきましては、国及び県立大学独自の給付は実施されていないところでございます。

また、続きまして県立大学の授業料減免の状況でございますが、令和2年度は低所得者や新型コロナウイルス感染症による家計急変などの事由を含めました全体の授業料減免が前後期合わせまして延べ863人、減免額は約2億1,500万円でございます。うち、新型コロナウイルス感染症につきましては、延べ51人、減免額約900万円となっております。令和3年度は、全体の授業料減免が延べ898人、減免額は2億2,400万円、うち、新型コロナウイルス感染症分が延べ75人、減免額は1,200万円となっているところでございます。

○**斉藤信委員** 県立大学の就職状況について、学部ごと、県内の就職状況を含めて示してください。

○**米内学事振興課総括課長** 県立大学の学部ごと、県内就職状況を含めた卒業生の就職状況についてでございますが、令和3年度におきます県立大学の4大の学部と、短期大学を含めました卒業生全体の就職者数は516人でございます。うち県内就職者は292人、率にして56.6%となっております。また、この516人のうち4大の学部の就職者数は377人で、県内就職者はそのうち187人で、49.6%となっております。

令和3年度の4大の学部の就職状況でございますが、看護学部の就職者数は78人のうち県内就職者52人、県内就職率は66.7%でございます。社会福祉学部の就職者数は88人、うち県内就職者は45人、率にして51.1%でございます。ソフトウェア学部の就職者数は114人のうち県内就職者は26人、22.8%でございます。総合政策学部の就職者数は97人ございまして、うち県内就職者は64人、66%となっております。また、県立宮古短期大学及び県立盛岡短期大学の就職者数は139人ございまして、うち県内就職者数は105人、75.5%でございます。

○**斉藤信委員** 県立大学における生理の貧困問題の取り組み状況と、あわせて私学助成の状況について東北地方の各県と比べて岩手県の状況がどうなっているかを示してください。

○米内学事振興課総括課長 県立大学における生理の貧困問題の取り組みについてでございます。県立大学におきましては、女性のためのつながりサポート事業の委託の事業者と連携しまして、女子寮での生理用品の配付、健康サポートセンターでの配付によりまして、本年度も生理用品 400 セットを配付し、県立大学において女子寮の設置、サポートセンターでの随時配付を実施しております。

また、生理用品が急に必要となった学生につきましては、引き続き大学の経費で購入をし、健康サポートセンターで保管しているもの、または今申しあげました関係団体等から提供があったものを配付することで対応しております。

また、生理用品の機器を設置した無料配付の導入についての検討につきましては、他の自治体や大学等で導入実績があることは確認しておりますが、衛生面、それから後年度の経費負担など、さまざまな課題もあると聞いておりまして、引き続き大学と協議しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、私学助成の拡充の部分でございますが、東北各県と比較しますと、授業料の減免につきましては、国の制度のほかに、岩手県では年収が 590 万円から 620 万円未満の幅の世帯を対象としまして、月額 1 万 1,550 円を支給しております。その幅でございますが、青森県で申し上げますと 590 万円から 710 万円の世帯に月額 9,900 円、それから宮城県では、本県と同じく 590 万円から 620 万円の世帯に対しまして月額 9,900 円、それから秋田県は県単独の事業は実施しておりません。それから、山形県は 590 万円未満の世帯、それから 590 万円から 910 万円の世帯にそれぞれ、590 万円未満の世帯ですと、ほぼ国の制度で賄われるということですが、山形県ではさらに月額 1,000 円を出しております。それから、590 万円から 910 万円未満には月額 1 万 2,100 円を県単独で支給しているということです。福島県につきましては、本県と全く同じく 590 万円から 620 万円の幅の世帯を対象に 1 万 1,550 円を支給しているという単独事業をしております。

入学金の状況でございますが、本県は生活保護世帯に、平成 22 年の入学金を基準にしまして、生活保護で賄われます 5,650 円を差し引きました額で最大 10 万 4,350 円ほどになる金額を入学金から免除して支援しております。青森県では非課税世帯に定額で 5 万円、宮城県では非課税世帯に定額 5 万円、590 万円未満の年収の世帯には 2 万 5,000 円を定額で支援しております。また、秋田県は授業料減免はしておりませんが、入学金の減免というのとはしてございまして、非課税世帯には入学金から生活保護により支給されます 5,650 円を差し引いた額を支給しております。それから 590 万円未満の世帯には入学金の 2 分の 1 から 5,650 円を減じた額となっております。また、山形県につきましては、生活保護世帯は先ほどの生活保護世帯の 5,650 円を引いた額、その差額が支給されております。それから、山形県はもう一つございまして、交通遺児世帯等につきましては、入学金、納付金の全額を支給しているということでございます。なお、入学金の減免につきましては、福島県は制度がないという状況でございます。

○齊藤信委員 これでも最後にしますけれども、授業料減免について山形県は 910 万円まで

という対象を広げていますし、青森県は 710 万円未満で中位と言えれば中位ということになるのですが、本県も上を目指してさらなる拡充に取り組んでいただきたい。

入学金については、非課税世帯を対象にしているところが 3 県ありますので、生活保護世帯ということであれば、かなり限定されてしまうのではないかと思います。これも拡充の対象として検討していただきたい。

特色ある学校づくりの推進事業費補助でありますけれども、これは 1 億 5,000 万円で、昨年の実績を見ますと 3 分の 2 の補助で、3 分の 1 の負担があるというので、財政力のないところが十分計画を出せないということです。だから、財政力のあるところが 1 億 5,000 万円のうちの 30% を占めるとか、私は学校間格差がこれでかえって開いてしまうのではないかと感じております。全ての私立学校で特色ある努力はしているので、やはりある意味、満遍なく補助が行きわたるようなものに改善の余地があるのではないかと、この点について最後にお聞きをして終わります。

○米内学事振興課総括課長 特色ある教育活動の実施につきましては、近年 1 億 5,000 万円ほどの県単独経費を計上して支援をしているところでございます。今委員御指摘のとおり、補助率が 3 分の 2 でございますので、3 分の 1 は学校負担となりますので、やはり財政負担を考えながらされているところでございます。

また、やはり企画をしなければいけないということで、特色ある教育活動をするにはマンパワーも必要だということで、今お話がございましたとおり、活動が 9 項目ございまして、一番している学校ですと七つくらいの項目に取り組みまれています。補助制度の活用が低調なところは、九つのうち二つくらいの項目しかやっていないというところで差が出ております。

引き続き、いわて県民計画（2019～2028）でもこの特色ある計画、教育推進という項目掲げまして、各高校にぜひ御活用いただきたいということでやっております。御相談には応じたいと思います。また、令和 3 年度には、防災教育を行っているところは全体で 2 校しかないという状況がありました。今、どこでも災害が起きるという状況です。前年度から企画していただかないと授業の中でできないということもありますが、予算につきましては近年 1 億 5,000 万円で維持しておりますので、学校等にも PR しながら、御活用いただくように我々も御相談には乗りたいと思います。

○千葉絢子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉絢子委員長 なければ、これをもってふるさと振興部関係の審査を終わります。ふるさと振興部の皆様はお疲れさまでした。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。